

秩父市こども計画

みんなで応援! 秩父で育む こどもと若者の未来

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
秩父市

ごあいさつ

秩父市では、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、「秩父市子ども・子育て支援事業計画」(第1期 平成27年度から令和元年度・第2期 令和2年度から令和6年度)を策定し、計画に沿って様々な子育て支援を実施してまいりました。

このたび、計画の終期を迎えたため、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく「秩父市こども計画」とし、「秩父市子ども・子育て支援事業計画」とこれに包含していた「秩父市次世代育成支援地域行動計画」、「こどもの貧困解消対策」を盛り込んだ計画を策定しました。この計画では、若者まで対象を拡大し、すべてのこども・若者がひとしく健やかに成長し・幸せな生活を送ること(ウェルビーイング)ができるよう支援していくこととしております。

現在、秩父市では次世代を担うこどもを産み育てやすい環境を目指し、出産祝金・ランドセルの購入補助や、ICT教育、幼児期からの英語に親しむ環境づくりなど子育て支援を最優先施策として事業を進めています。また、ネウボラ事業として、妊娠・出産から子育てまで切れ目のないサポートを目指し、子育て家庭の健康と子育て不安の軽減も支援しております。今後は「こどもまんなか社会」を目指し各般で事業を展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「秩父市児童福祉審議会」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査・意見徴収・パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆さまや関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

秩父市長 北堀 篤



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけと対象.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	7
第2章 秩父市の現状.....	11
1 人口と世帯の状況.....	11
2 婚姻・出産等の状況.....	15
3 就業の状況.....	18
4 教育・保育事業の状況.....	20
5 アンケート調査結果について.....	23
6 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	36
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 こどもまんなか社会の実現に向けて.....	47
2 基本理念.....	47
3 基本的視点.....	49
4 計画の基本目標.....	50
5 施策の体系.....	52
第4章 施策の展開.....	55
基本目標1 子育て・子育ての支援の推進.....	55
1 こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等.....	55
2 相談支援体制及び情報提供の充実.....	56
3 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり.....	58
4 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	60
5 こどもの貧困解消対策の推進.....	61
6 障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	62
7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	63
8 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	65
9 安心して外出できる環境づくり.....	68
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進.....	70
1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保.....	70
2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実.....	73
3 学校教育等の充実.....	74
4 豊かな心と健やかな体の育成.....	75
5 安心して学ぶことができる環境づくり.....	77
6 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組.....	81

7 次世代を担う若者への支援.....	82
基本目標3 安心して子育てができる支援の推進.....	83
1 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	83
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	84
3 ひとり親家庭への支援.....	86
4 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大.....	87
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	91
1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載.....	91
2 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業計画の推進方策.....	92
3 量の見込みの算出にあたって.....	95
4 教育・保育施設の充実.....	97
5 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	98
6 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容.....	107
7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保.....	107
8 保育充実事業.....	108
9 その他の事項.....	108
第6章 計画の推進体制と進捗管理.....	111
1 こどもまんなか社会実現に向けた取組.....	111
2 協働による計画の推進.....	111
3 計画の進行管理.....	113
資料編.....	117
1 策定経過.....	117
2 秩父市児童福祉審議会条例.....	118
3 秩父市児童福祉審議会委員名簿.....	120

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において令和5年4月、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障がいなど多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれたこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

本市では、これまでに子どもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保や教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、平成22年3月に、「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちちのきプラン(後期計画)」を策定し、秩父市全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。

また、平成27年3月には、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、「第1期秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、「第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画」を見直し、同計画に基づき各種施策を推進してきました。

本市では、「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちちのきプラン」や「秩父市子ども・子育て支援事業計画」のこれまで取り組んできた計画の方向性を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力的に推進していくため、少子化対策やこどもの貧困解消対策、子ども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「秩父市こども計画」を策定します。

【こども・若者支援を取り巻く主な法令等】

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳~18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す(対象:0歳~39歳)
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子供の貧困解消対策に関する大綱」を策定	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする
子ども・子育て支援法 (平成27年4年1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実(対象:0歳~18歳)



○令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。

○こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行。

こども基本法

令和5年4月1日施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困解消に向けた対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

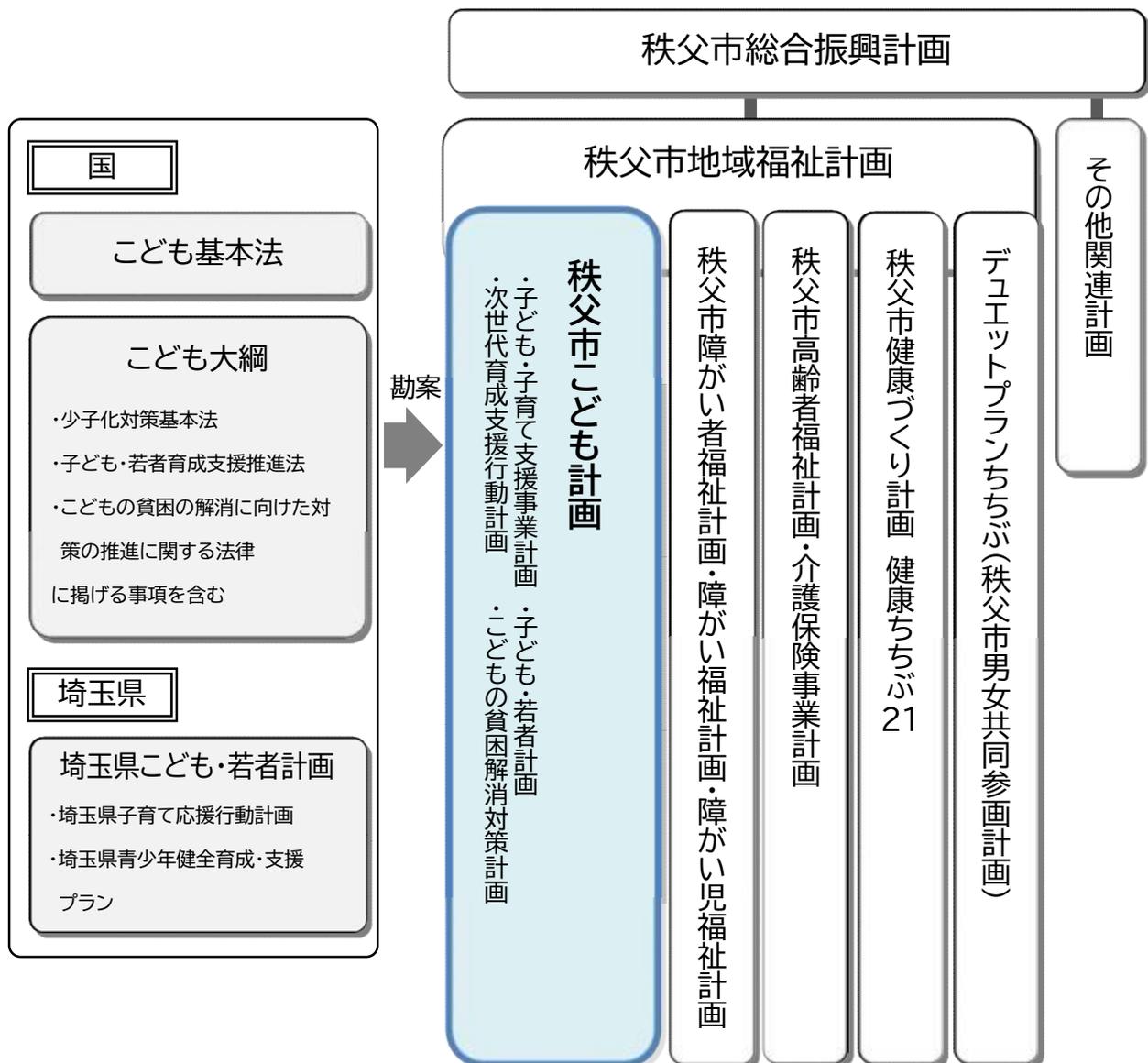
- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

2 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、少子化社会対策基本法第7条第1項の規定に基づく「少子化社会対策基本計画」を一体のものとした計画です。

また、本市の最上位計画である「第2次秩父市総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、そのほかこども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、市の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を示し、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

(2)計画の対象

本計画は、本市に住まうすべての子ども、若者、妊婦、子育て当事者を対象とします。

計画の対象となる「子ども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」すべてと定めます。また、本計画は、子ども・若者がそれぞれのライフステージにおいて本市で幸せに暮らしていけるように、行政をはじめとした、地域や、地域で活動している組織・団体等、すべての関係者が子ども・若者を支えていくことを目指すものであり、その支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするものです。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成30年	令和元年	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
第2次秩父市総合振興計画								次期計画			
前期計画			後期計画					次期計画			
第3期				第4期秩父市地域福祉計画				次期計画			
第1期		第2期子ども・子育て支援事業計画				秩父市子ども計画					

4 計画の策定体制

児童福祉審議会の開催、アンケート調査の実施及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1) 秩父市児童福祉審議会の開催

本計画は、こども基本法における「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長や、就労・結婚・妊娠・出産・育児に対する支援を主たる目的とする施策、こどもや子育て家庭に関する施策、若者の社会参画支援などが含まれており、これらを踏まえて計画策定することが求められています。

こうしたことを踏まえて、本市では計画の策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者、公募市民等から構成される「秩父市児童福祉審議会」において、計画内容について検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「秩父市こども計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

第2章

秩父市の現状

第2章 秩父市の現状

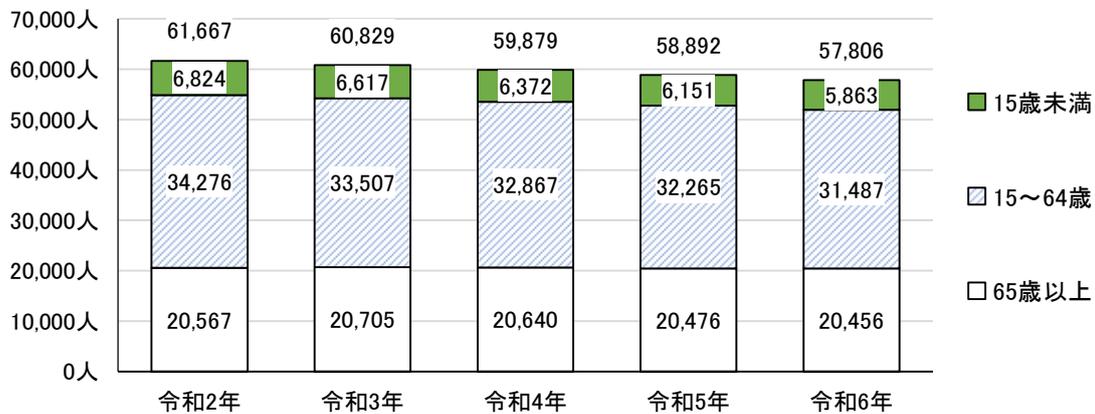
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、令和6年4月1日現在、57,806人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で3,861人の減少となっています。

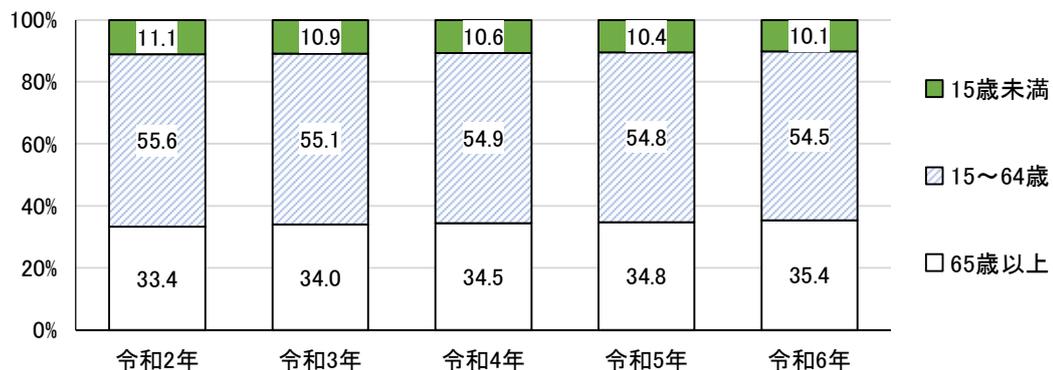
年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口は微減していますが、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口の減少幅は大きく、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分人口別構成比の推移

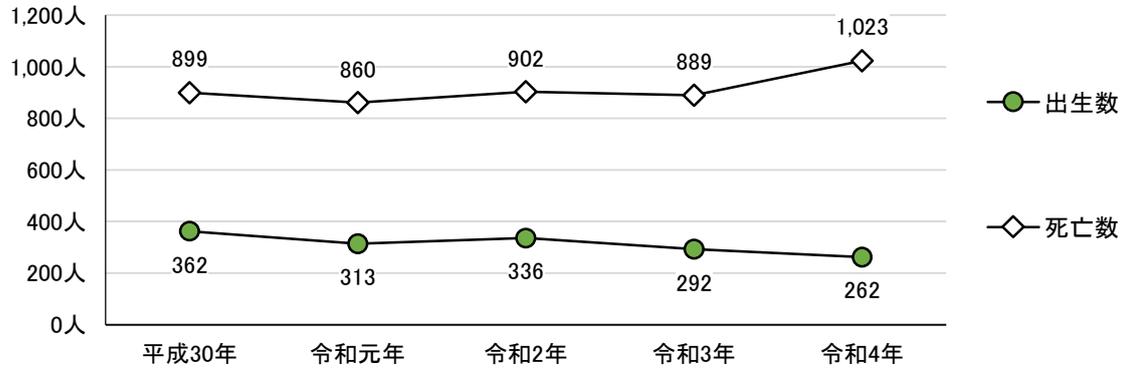


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

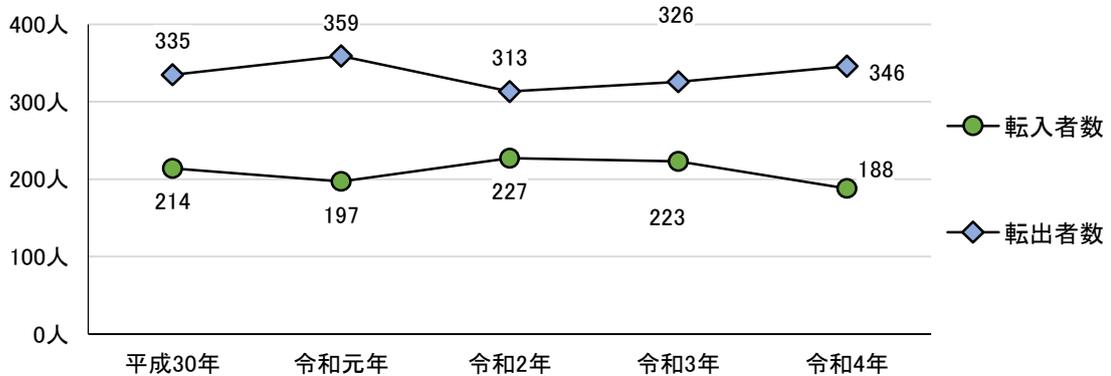


資料:埼玉県人口動態概況

(3)社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を下回っていることから、転出超過の傾向にあります。

■転入者数及び転出者数の推移

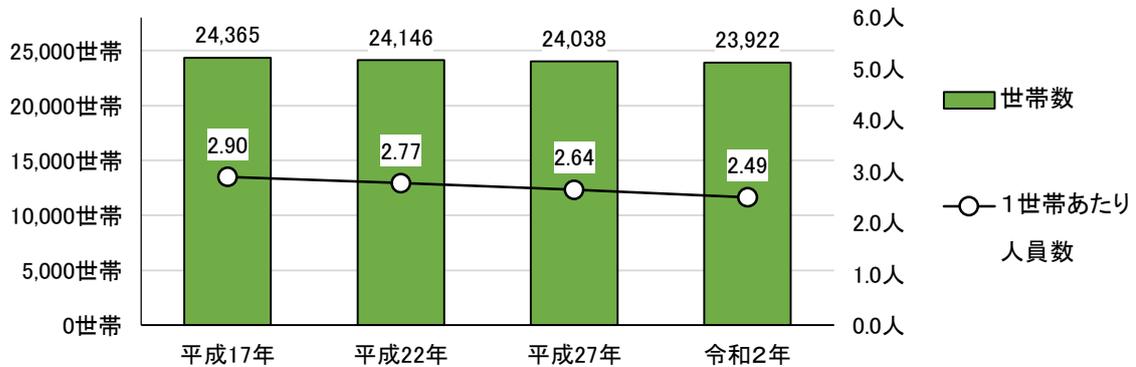


資料:埼玉県人口動態概況

(4)世帯数

本市の世帯数は、年々減少しており、令和2年には23,922世帯となっています。
1世帯あたり人員数も減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

(5)世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しており、令和2年には2割強となっています。
その一方で、三世代世帯の減少幅は大きくなっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位:世帯)

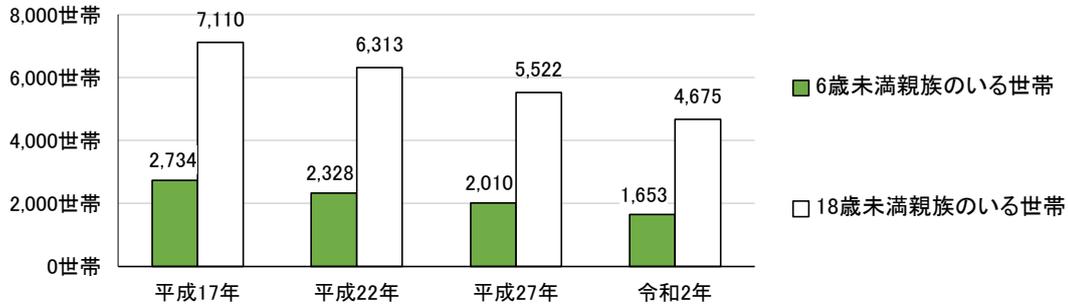
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	3,800	4,843	5,279	5,845	6,706
核家族世帯	12,195	14,700	14,560	14,579	14,258
夫婦のみ	4,087	5,160	5,246	5,442	5,485
夫婦と子ども	6,429	7,351	6,940	6,630	6,185
男親と子ども	278	360	404	410	422
女親と子ども	1,401	1,829	1,970	2,097	2,166
三世代世帯	3,077	3,521	2,903	2,323	1,740
その他の世帯	939	1,263	1,361	1,242	1,168
一般世帯数(合計)	20,011	24,327	24,103	23,989	23,872

資料:国勢調査

(6) こどものいる世帯数

18歳未満の子どもがいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満の親族のいる世帯は1,653世帯、18歳未満親族のいる世帯は4,675世帯となっており、こどものいる世帯は年々減少している状況です。

■こどもがいる世帯数の推移



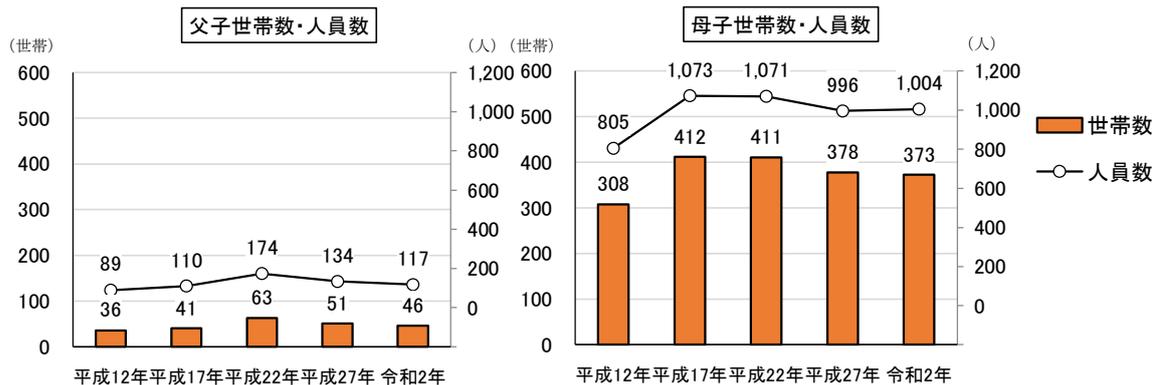
資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

本市の父子世帯数について、平成22年の63世帯をピークに減少しており、令和2年では46世帯となっています。また、世帯人員数も世帯数と同じ傾向がみられます。

母子世帯数では、平成17年をピークに減少しており、令和2年では373世帯となっています。世帯人員数は、令和2年では1,004人と平成17年、平成22年の水準までには及ばないものの、平成27年よりも増加しています。

■母子世帯及び父子世帯の推移



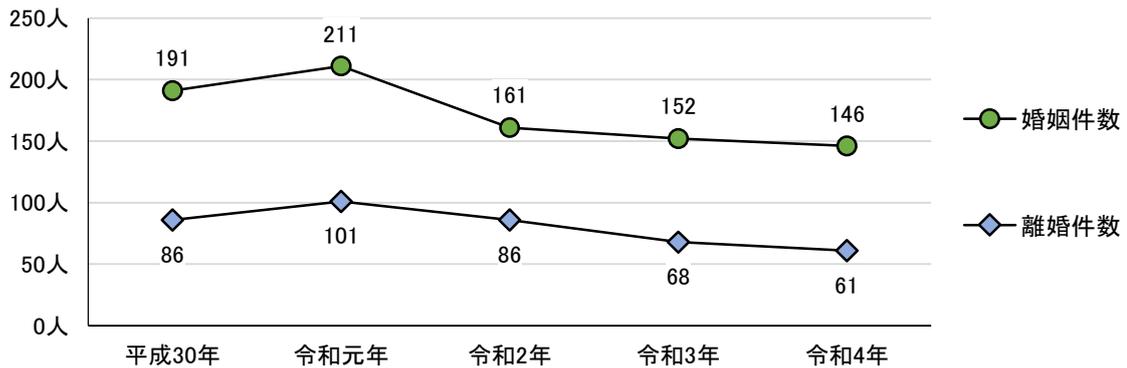
資料:国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和元年以降減少しており、令和4年では146件となっています。
離婚件数も年々減少しており、令和4年では61件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移



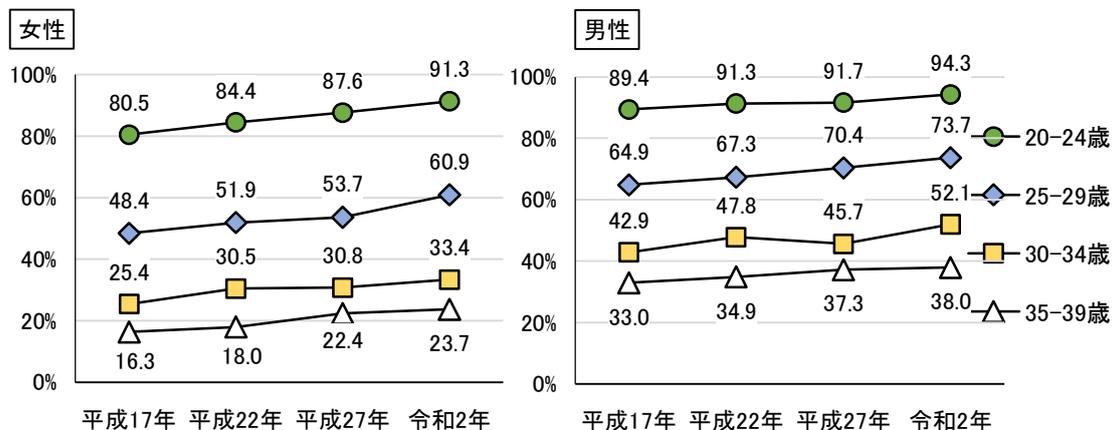
資料: 埼玉県人口動態概況

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では、20歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で20～24歳では10.8ポイント上昇、25～29歳では12.5ポイント上昇しています。

男性は、女性に比べると上昇率は緩やかであるものの、25～29歳、30～34歳の上昇率は高くなっています。

■ 未婚率の推移



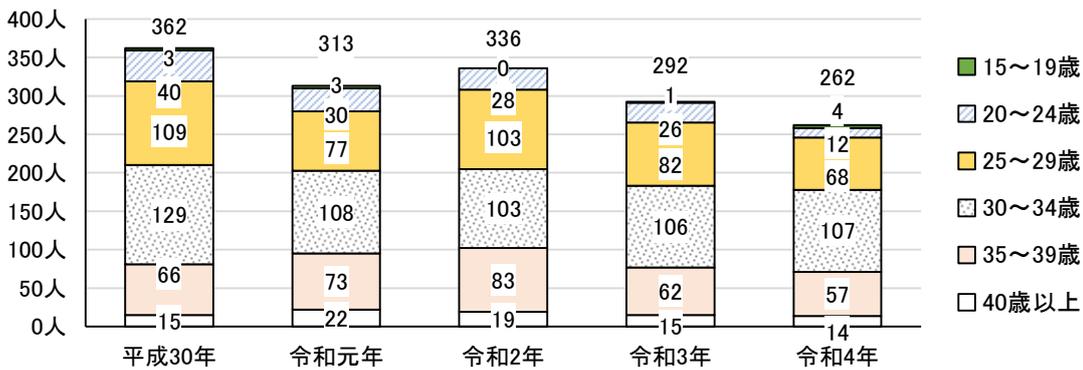
資料: 国勢調査

(3) 出生数

本市の出生数は、令和2年の336人を境に300人を割るなど減少しており、令和4年は262人となっています。

母親の年齢別出生数は年によって構成要素は異なっていますが、令和3年、令和4年では30～34歳の出生数が多くなっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

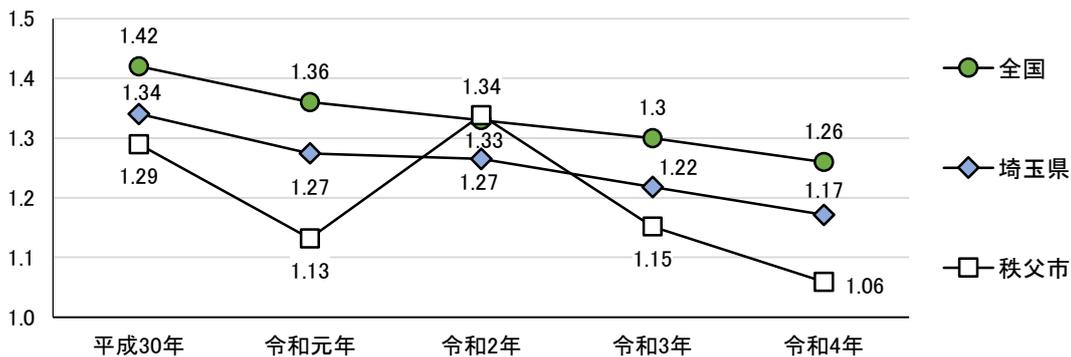


資料:保健統計年報(H30～R3)
合計特殊出生率の年次推移(R4)(年齢不詳は除く)

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.06となっており、全国及び埼玉県の数値を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



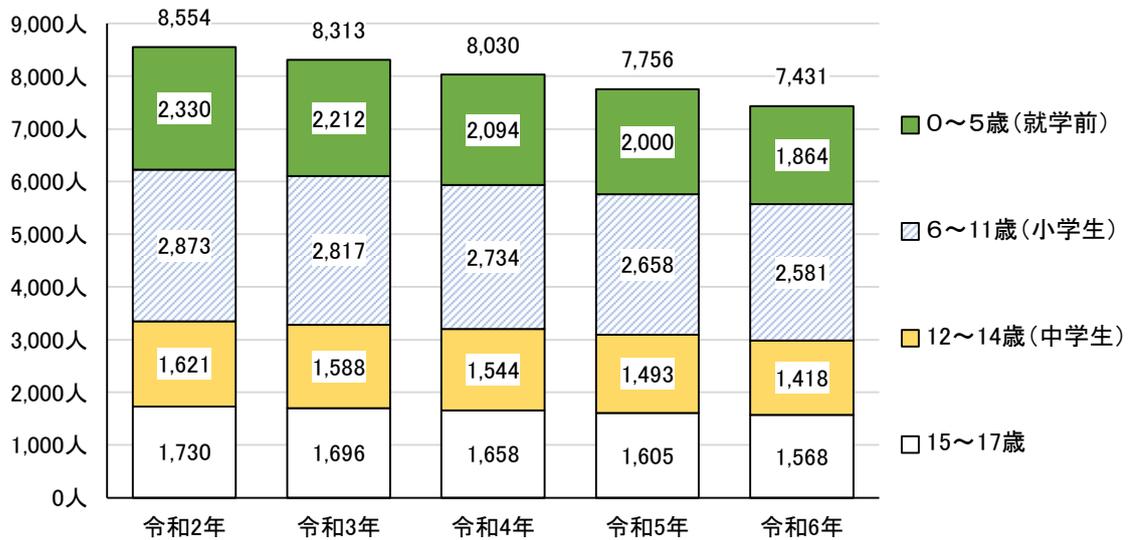
資料:埼玉県人口動態概況

(5)児童数

本市の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在7,431人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は1,864人、6～11歳の小学生児童数は2,581人、12～14歳の中学生児童数は1,418人、15～17歳の児童数は1,568人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■児童数の推移



(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	2,330	2,212	2,094	2,000	1,864
6～11歳(小学生)	2,873	2,817	2,734	2,658	2,581
12～14歳(中学生)	1,621	1,588	1,544	1,493	1,418
15～17歳	1,730	1,696	1,658	1,605	1,568
合計	8,554	8,313	8,030	7,756	7,431

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

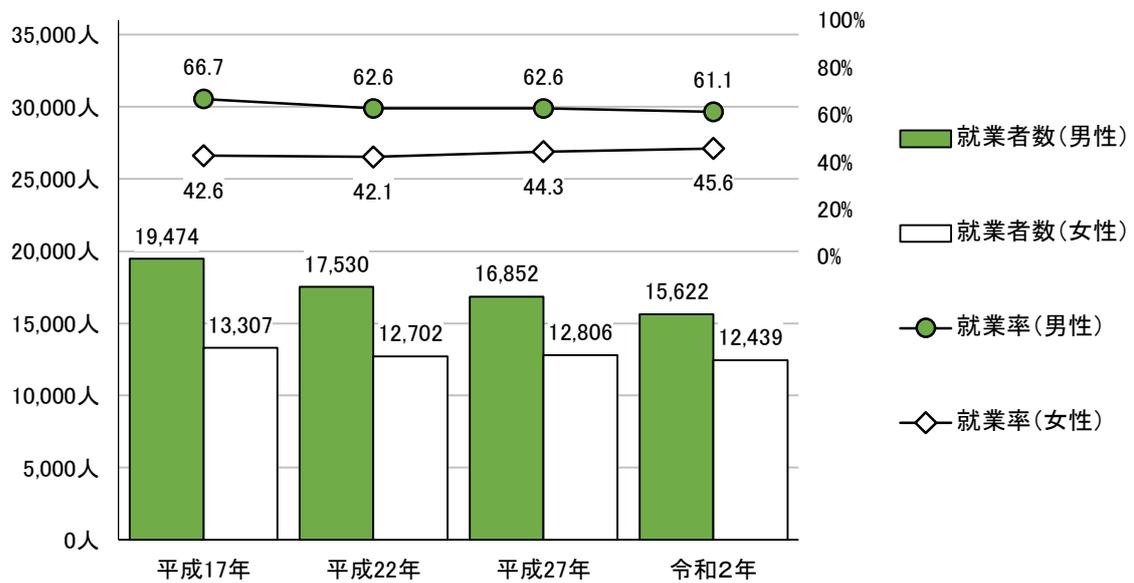
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、男性、女性ともに減少する傾向がみられます。中でも女性は、平成27年に12,806人と増加に転じていますが、令和2年では再び減少しています。

就業率では、男性は年々減少していますが、女性は近年増加しており、令和2年では45.6%となっています。

■ 就業者数の推移



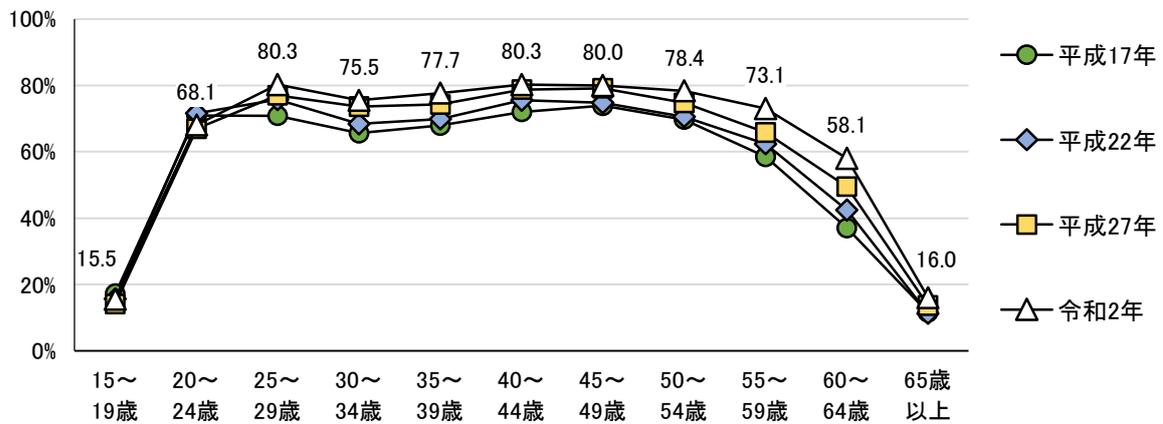
資料:国勢調査

(2)年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

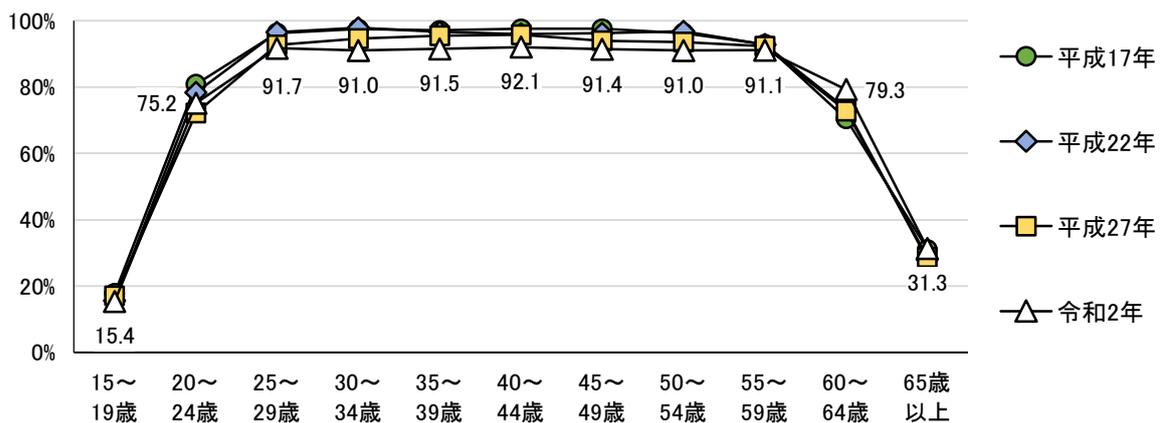
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



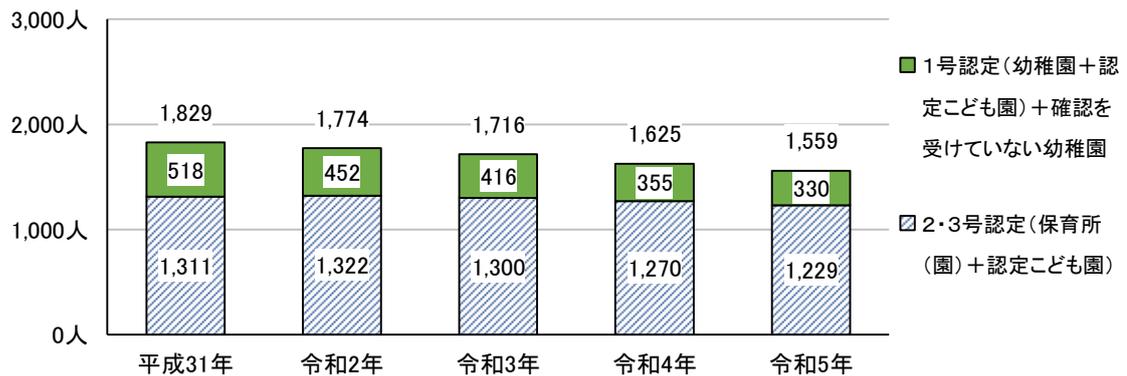
資料:国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の状況

入所(園)児童数は令和5年で1,559人(1号認定:330人、2・3号認定:1,229人)となっており、平成31年と比較すると全体で270人減少しています。

■ 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の入所(園)児童数

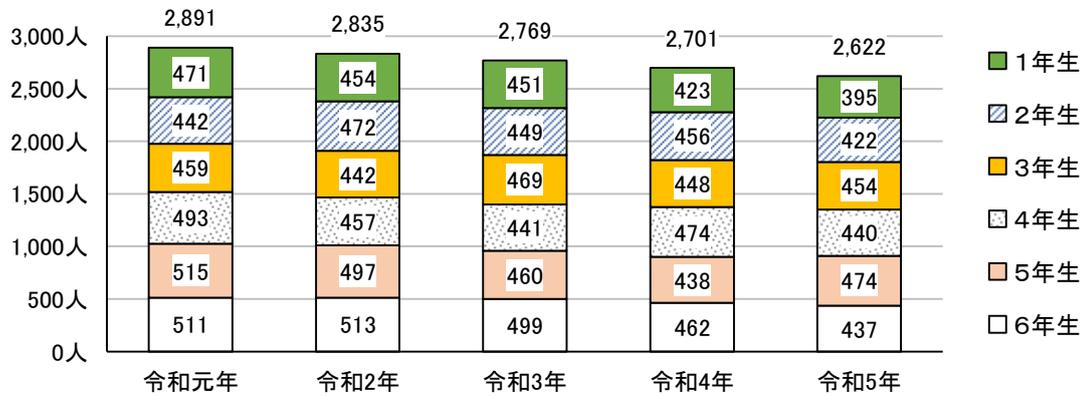


資料:保育こども課(各年4月1日現在)

(2) 小学校児童

本市の小学校児童数は減少傾向にあり、令和5年は2,622人となっています。

■ 小学校の児童数



(単位: 人)

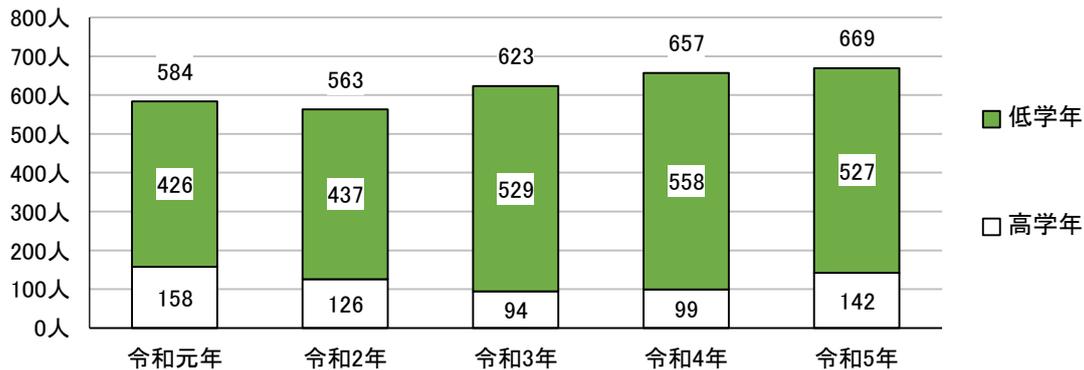
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	471	454	451	423	395
2年生	442	472	449	456	422
3年生	459	442	469	448	454
4年生	493	457	441	474	440
5年生	515	497	460	438	474
6年生	511	513	499	462	437
合計	2,891	2,835	2,769	2,701	2,622

資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

(3)学童保育(放課後児童クラブ)の利用者

本市の公立学童保育室の入室状況は、増加傾向で推移しており、令和5年は全体で669人となっています。利用者を低学年(1～3年生)と高学年(4～6年生)で見ると、低学年の利用者が多くなっていますが、令和4年と比較すると、低学年の利用者は減少したのに対し、高学年の利用者は増加しています。

■公立学童保育(放課後児童クラブ)の利用者数



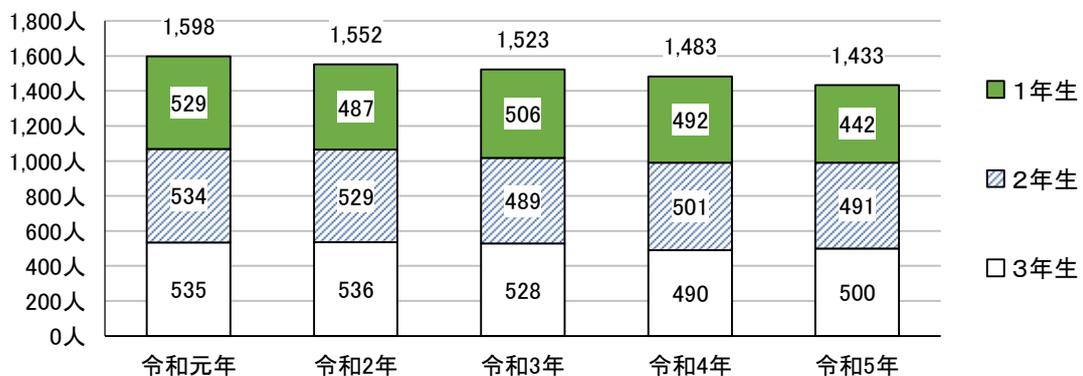
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
低学年	426	437	529	558	527
高学年	158	126	94	99	142
合計	584	563	623	657	669

資料:学校教育課(各年4月1日現在)

(4)中学校生徒

本市の中学校生徒数は、減少傾向にあり、令和5年では1,433人となっています。

■中学校の生徒数



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

5 アンケート調査結果について

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「秩父市こども計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

■調査の対象

	調査対象者	対象者数	
1	就学前児童保護者	639人	保育所(園)、認定こども園就園児は対象園を通じた調査票の配布・回収。未就園児は郵送配布・回収。
2	小学生児童・保護者	900人	市内小学2・5年生を対象に学校を通じた調査票の配布・回収。
3	中学生生徒・保護者	498人	市内中学2年生を対象に学校を通じた調査票の配布・回収。
4	高校生	140人	市内高校生を対象に学校を通じ、調査依頼文を配布し、パソコン、スマートフォン等でWeb上のアンケートフォームにアクセスし回答。
5	若者(18~39歳)	380人	市内在住の18~39歳の市民を抽出。調査依頼文を郵送し、パソコン、スマートフォン等でWeb上のアンケートフォームにアクセスし回答。

■配布の方法・調査時期

令和6年2月2日～令和6年2月19日

■回収状況

	対象者	配付数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	639人	388件	60.7%
2	小学生児童・保護者	900人	759件	84.3%
3	中学生生徒・保護者	498人	413件	82.9%
4	高校生	140人	81件	57.9%
5	若者(18~39歳)	380人	131件	34.5%

※調査結果について

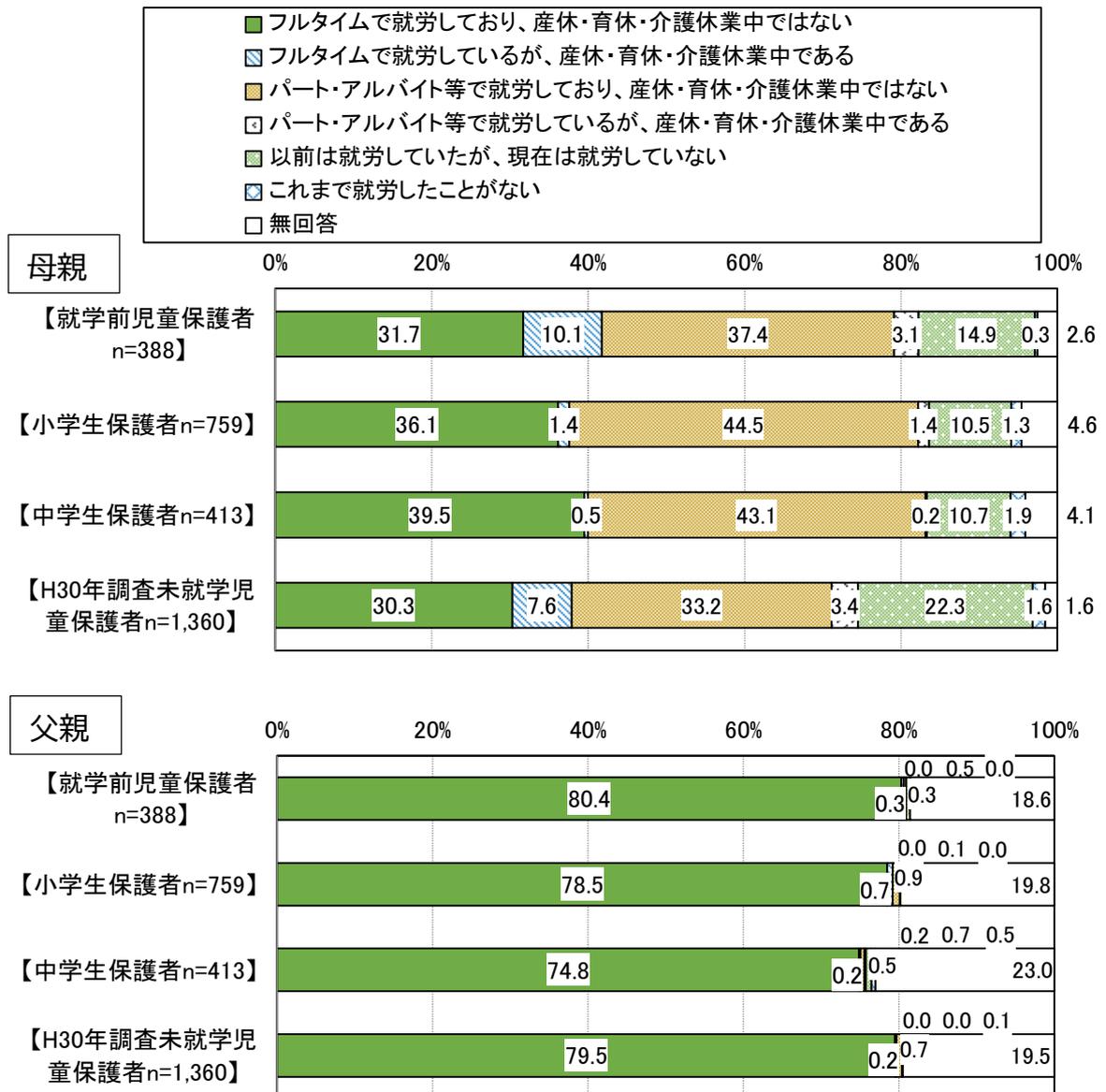
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)保護者の就業状況

母親の就業状況は、いずれも「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、次いで、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。

平成30年調査未就学児童保護者(平成30年調査)と今回の就学前児童保護者を比較すると、平成30年調査より「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が7.4ポイント減少するとともに「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合がそれぞれ増加しており、就業している母親が増えている様子がうかがえます。

◆保護者の就業状況(就学前児童保護者・小中学生保護者)



(2) 平日に定期利用している教育・保育事業の利用状況

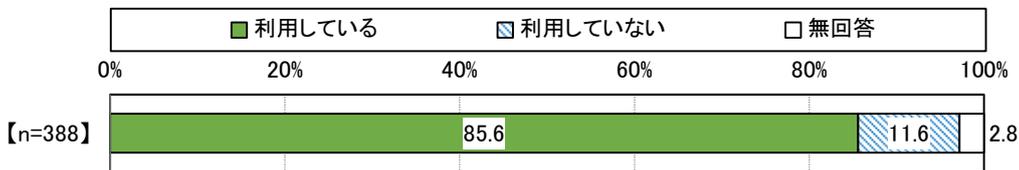
幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育事業について、85.6%が「利用している」と回答しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「認定こども園」が63.3%と最も高く、「認可保育所」、「幼稚園」の順となっています。

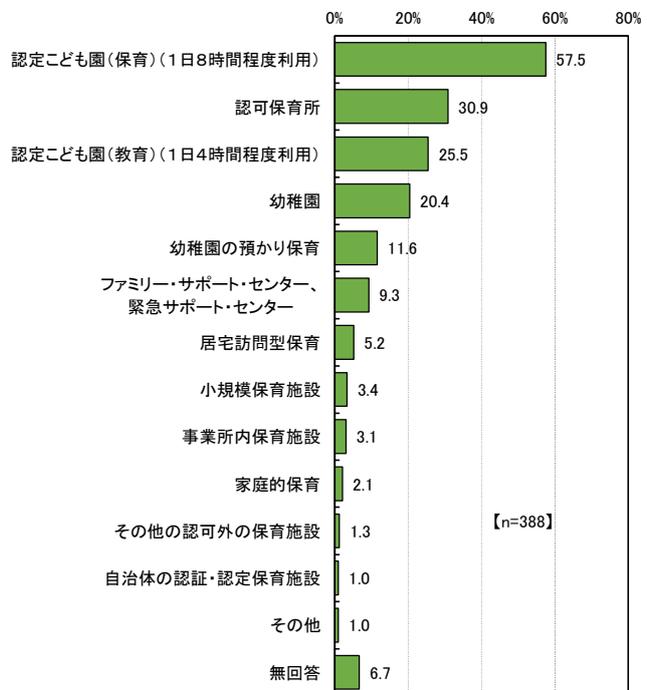
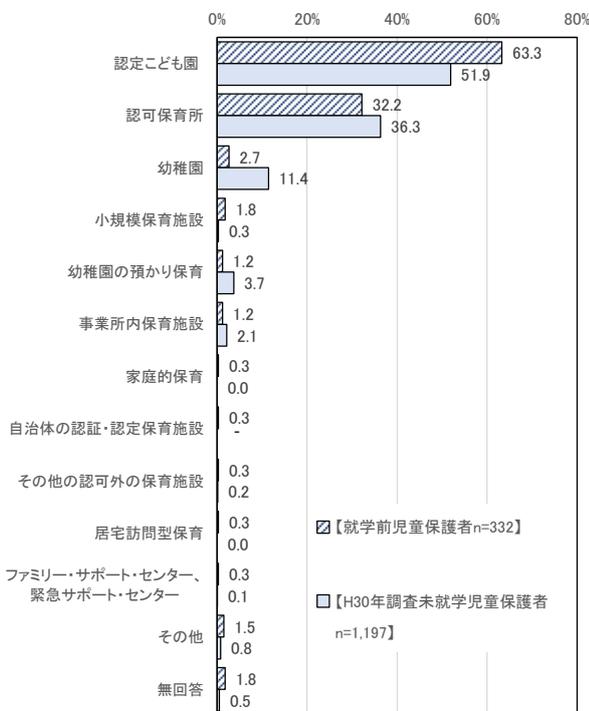
平成30年調査と比較すると、「認定こども園」の割合は11.4ポイント増加した一方で、「認可保育所」は4.1ポイント、「幼稚園」は8.7ポイント減少しています。幼稚園や認可保育所の認定こども園への移行が進んでいることを反映していると考えられます。

利用したい平日の定期的な教育・保育事業は、「認定こども園(保育)」が57.5%で最も多く、次いで「認可保育所」が30.9%、「認定こども園(教育)」が25.5%、「幼稚園」が20.4%などとなっています。

◆ 定期的な教育・保育の事業の利用状況(就学前児童保護者)



◆ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 (平成30年調査との比較)(就学前児童保護者) ◆ 利用したい平日の定期的な教育・保育事業 (平成30年調査との比較)(就学前児童保護者)



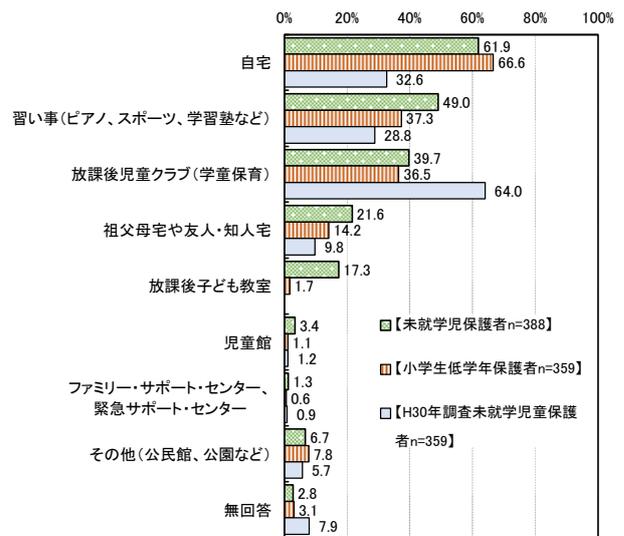
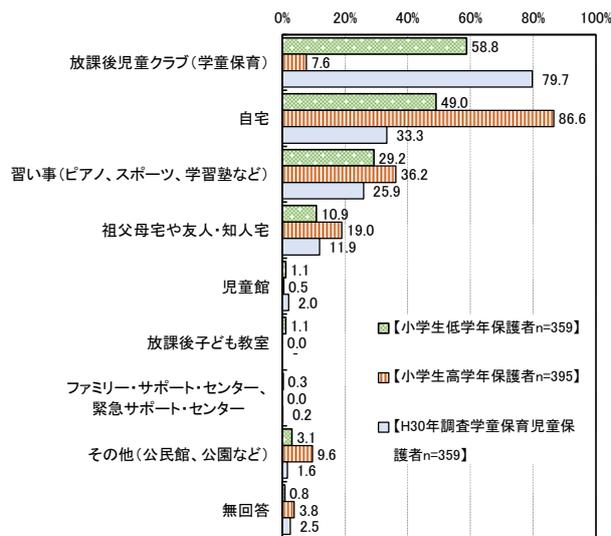
(3)放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方について、小学生低学年保護者では、「放課後児童クラブ(学童保育)」が58.8%で最も高く、「自宅」が49.0%、「習い事(ピアノ、スポーツ、学習塾など)」が29.2%の順に対し、小学校高学年保護者では「自宅」が86.6%で最も高く、「習い事(ピアノ、スポーツ、学習塾など)」が36.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が19.0%となっています。

平成30年調査学童保育児童保護者では、「放課後児童クラブ(学童保育)」が79.7%、「自宅」が33.3%、「習い事(ピアノ、スポーツ、学習塾など)」が25.9%の順となっています。

◆放課後の過ごし方(小学生保護者)

◆希望する高学年時の放課後の過ごし方(小学生保護者)



※H30年調査学童保育児童保護者は、小学校1～6年生の学童保育を利用している保護者を対象としています。

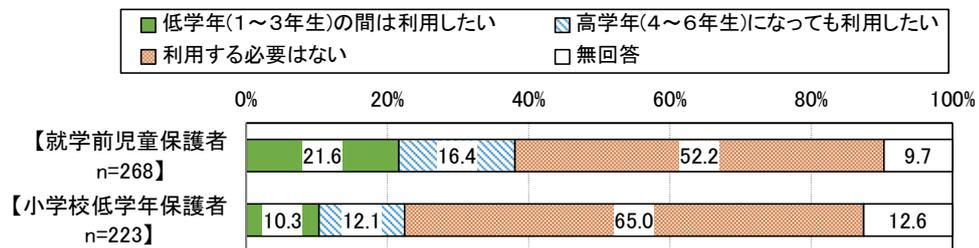
(4)土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中における放課後児童クラブ(学童)の利用意向

放課後児童クラブ(学童)の利用意向について、土曜日では、就学前児童保護者は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(21.6%)、小学校低学年保護者では「高学年(4～6年生)になっても利用したい」(12.1%)の割合が高くなっています。

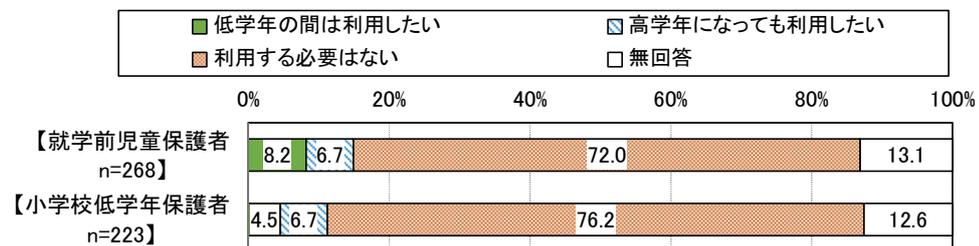
日曜日・祝日では、就学前児童保護者は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(8.2%)、小学校低学年保護者では「高学年(4～6年生)になっても利用したい」(6.7%)の割合が高くなっています。

長期休暇中では、就学前児童保護者は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」と「高学年(4～6年生)になっても利用したい」の割合が17.0%と同率に対し、小学校低学年保護者では「高学年(4～6年生)になっても利用したい」(44.0%)の割合が高くなっています。

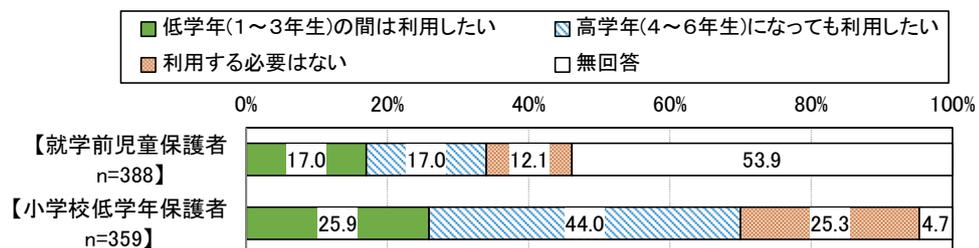
◆土曜日(就学前児童保護者・小学生保護者)



◆日曜日・祝日(就学前児童保護者・小学生保護者)



◆長期休暇中(就学前児童保護者・小学生保護者)

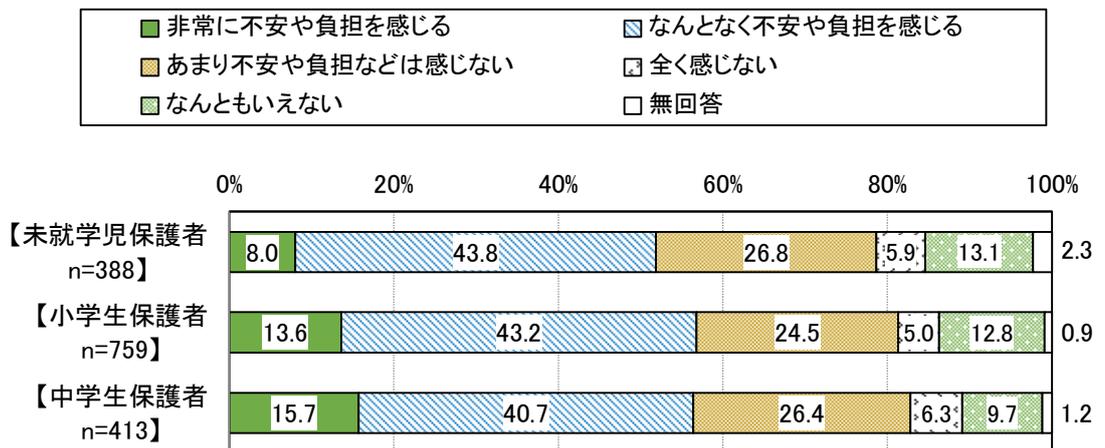


(5)子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感について、「不安や負担を感じる」「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計は、いずれも5割を超えています。

そのなかで、「非常に不安や負担を感じる」の回答割合が、こどもが進学するに従い増えており、未就学児保護者と中学生保護者では2倍の差があります。

◆子育てに関する不安感や負担感(就学前児童保護者・小中学生保護者)

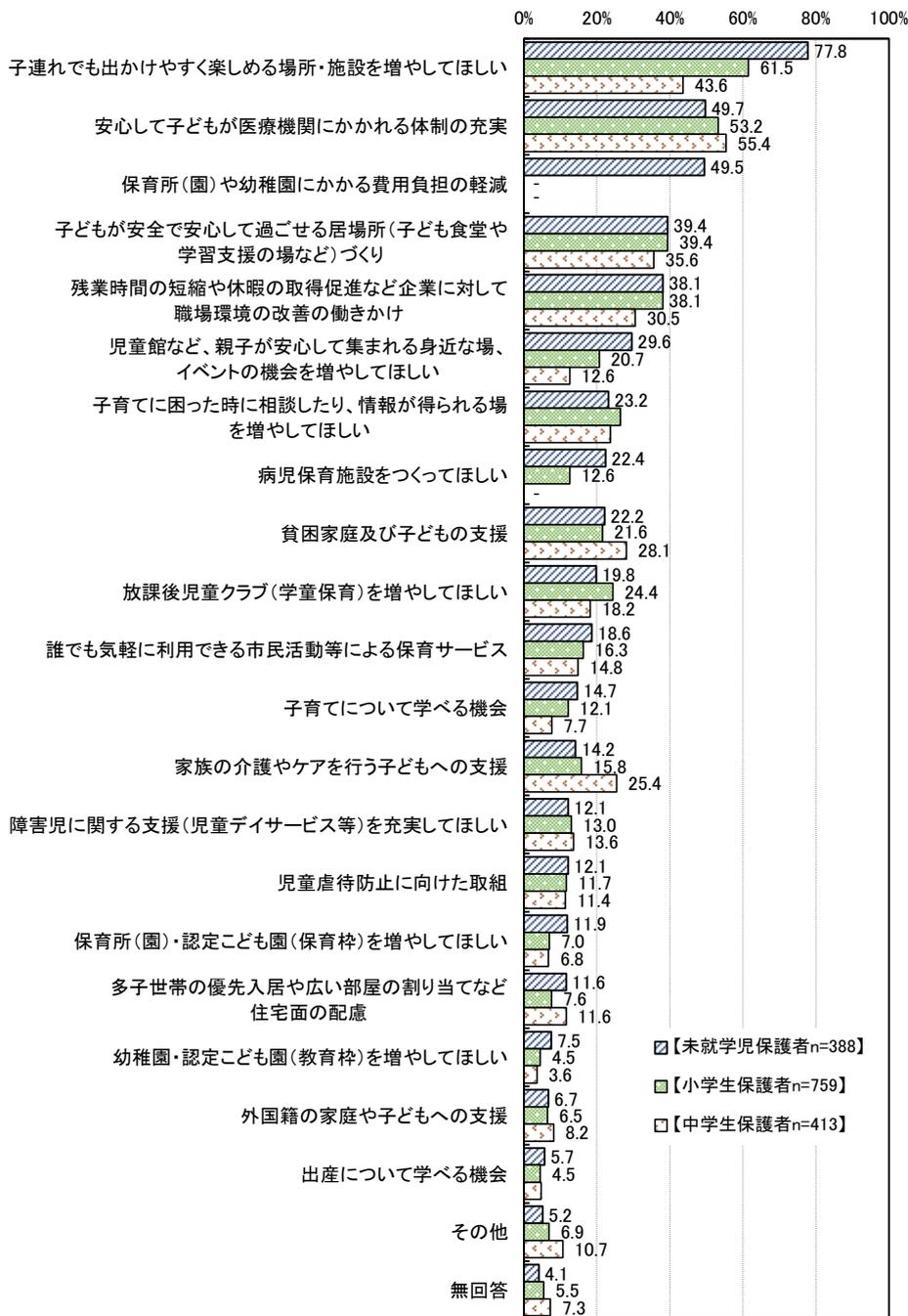


(6) 秩父市に期待する子育て支援

秩父市に期待する子育て支援について、未就学児保護者と小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所・施設を増やしてほしい」、中学生保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」の割合が最も高くなっています。

「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会を増やしてほしい」に着目すると、未就学児保護者が29.6%、小学校保護者が20.7%に対し、中学生保護者は12.6%と差がみられました。また、「家族の介護やケアを行う子どもへの支援」では、未就学児保護者が14.2%、小学校保護者が15.8%に対し、中学生保護者は25.4%と差がみられました。

◆ 秩父市に期待する子育て支援(就学前児童保護者・小中学生保護者)



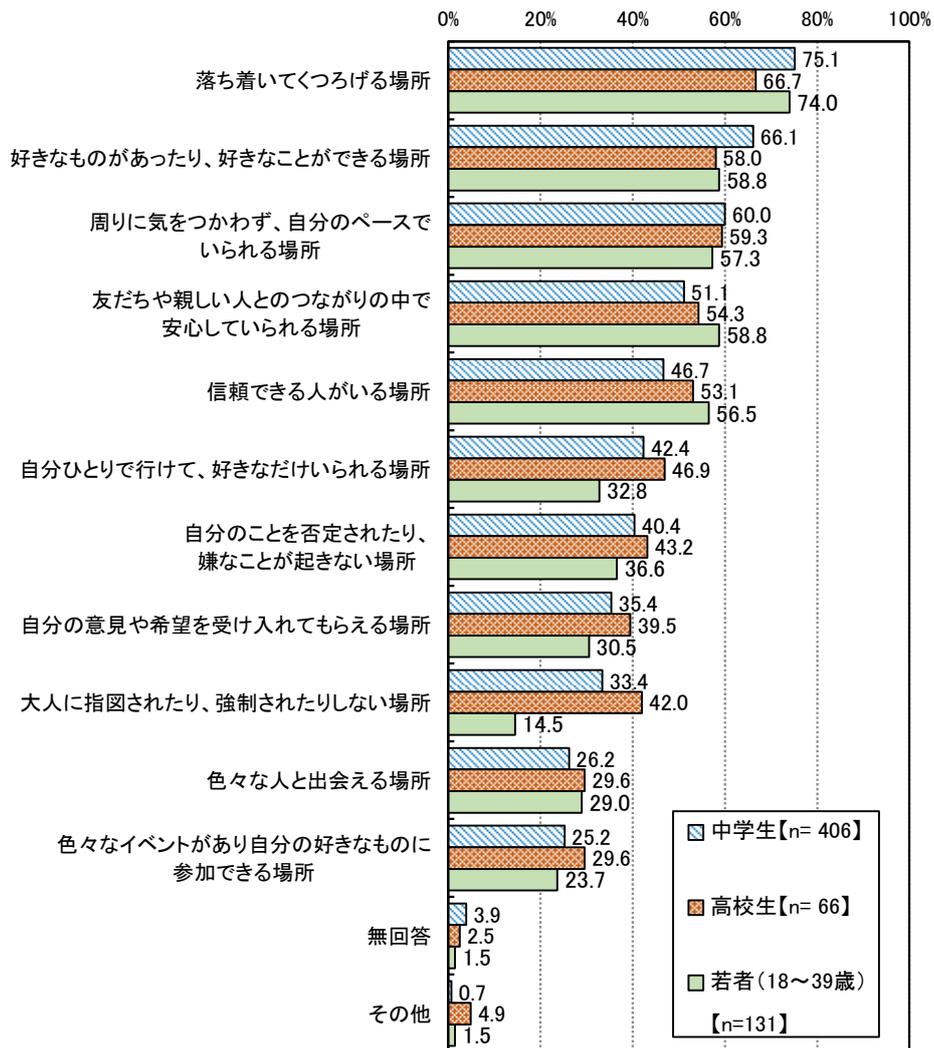
(7)子どもや若者にとっての「居場所」とはどんなところか

子どもや若者にとっての居場所について、いずれの世代も「落ち着いてくつろげる場所」が最も多くなっています。次点以降、中学生では「好きなものがあったり、好きなことができる場所」、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」の順となっています。

高校生では、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」の順となっています。

若者(18～39歳)では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」と「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が同率となっています。

◆子どもや若者にとっての居場所(小中高生調査)



(8)こどもが利用したい場所

こどもたちが利用したい場所について、①(自分や友だちの家、お店以外で)放課後や休日を無料で過ごすことができる場所(児童館、図書館、公民館)では、どの世代も「利用したい」の割合は高くなっており、中でも小学生の割合は5割を超えています。その一方で、「今後利用したいと思わない」は世代が上がるに従い、割合が増加しています。

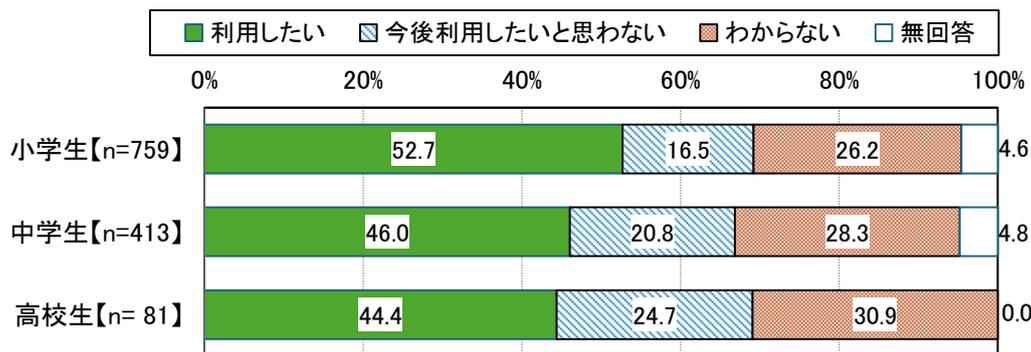
②(自分や友だちの家、お店以外で)ご飯を無料で、または安く食べることができる場所(子ども食堂など)では、どの世代も「利用したい」の割合は高くなっており、中でも小学生の割合は5割を超えています。また、高校生における「今後利用したいと思わない」の割合が多くなっています。

③勉強を無料で見てくれる場所では、どの世代も「利用したい」の割合は高くなっており、中でも小学生の割合は5割を超えています。また、中学生における「今後利用したいと思わない」の割合が少なくなっています。

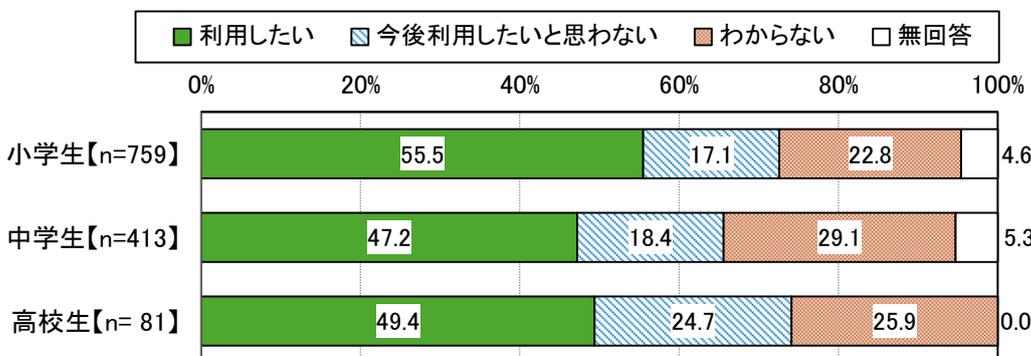
④(家や学校以外で)悩みや困ったことを相談できる場所(電話やネットの相談を含む)では、小学生は「利用したい」と「今後利用したいと思わない」が同率となっています。

中学生では、「今後利用したいと思わない」の割合が多くなっており、高校生では、「利用したい」の割合が他の世代より最も多くなっています。

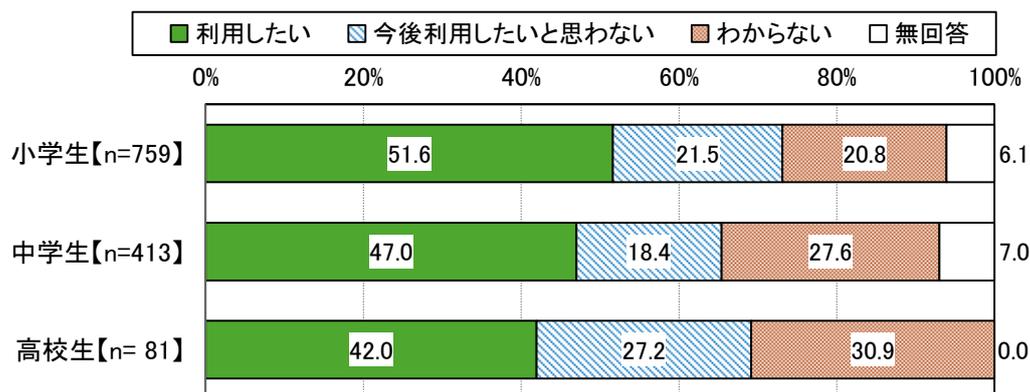
① (自分や友だちの家、お店以外で)放課後や休日を無料で過ごすことができる場所 (児童館、図書館、公民館)(小中高生調査)



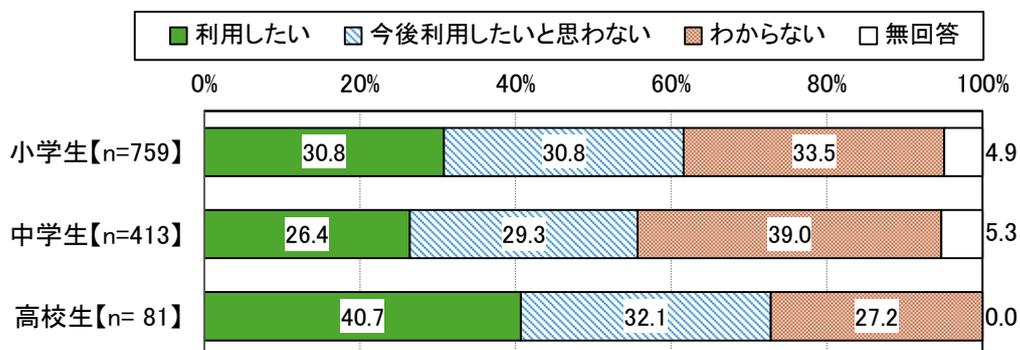
② (自分や友だちの家、お店以外で)ご飯を無料で、または安く食べることができる場所 (子ども食堂など)(小中高生調査)



③ 勉強を無料で見てくれる場所(小中高生調査)



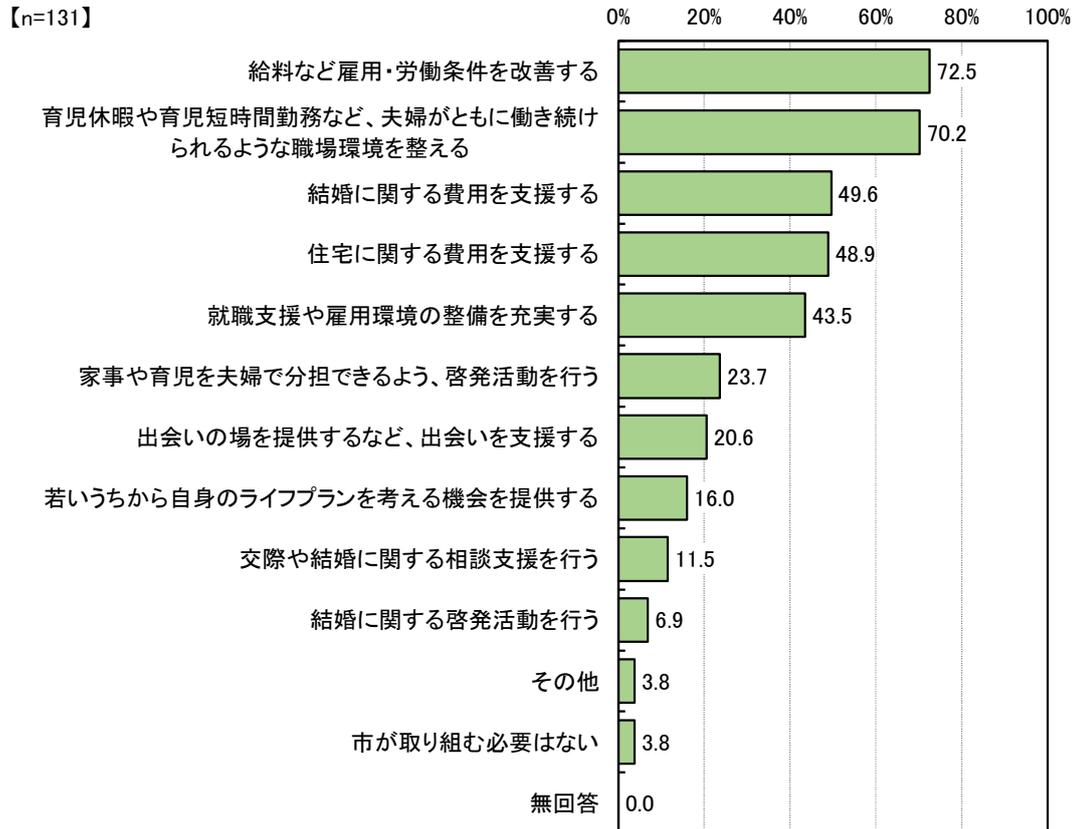
④ (家や学校以外で)悩みや困ったことを相談できる場所(電話やネットの相談を含む)
(小中高生調査)



(9)結婚できる環境のために秩父市が行うべき取組

結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、秩父市が行うべき取組について、「給料など雇用・労働条件を改善する」が72.5%で最も多く、次いで、「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が70.2%、「結婚に関する費用を支援する」が49.6%、「住宅に関する費用を支援する」が48.9%などとなっています。

◆結婚できる環境のために秩父市が行うべき取組(若者調査)

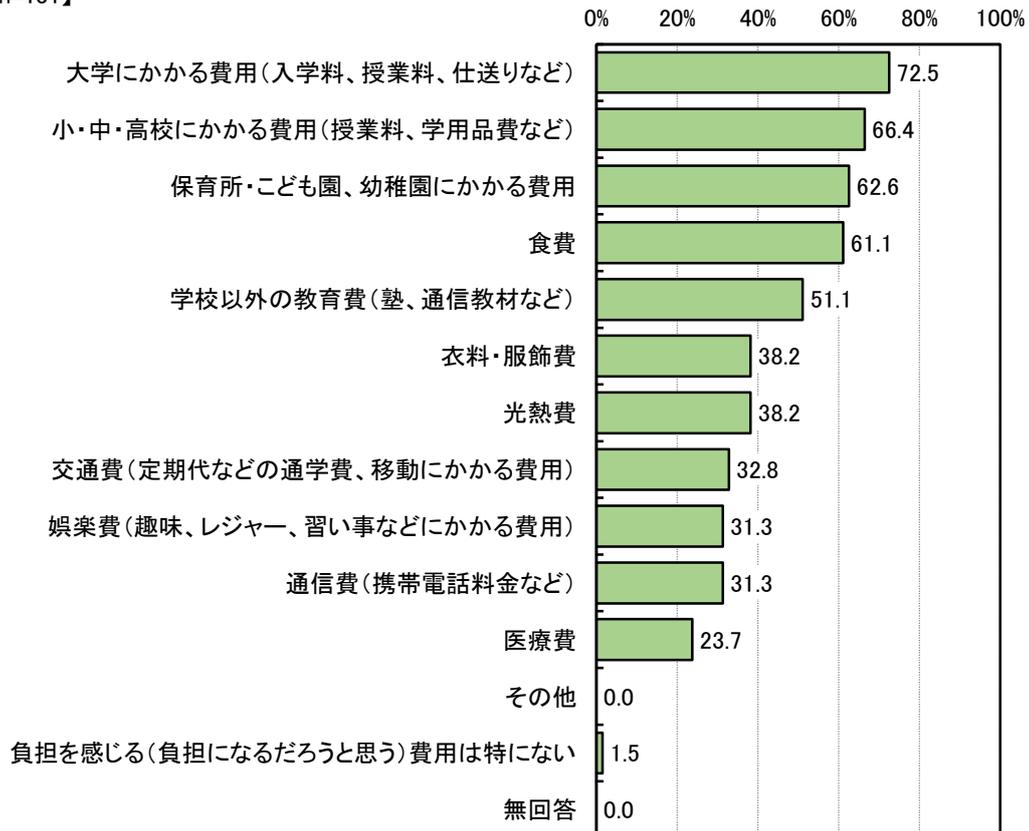


(10)子育てにかかる費用で負担に感じているもの

子育てにかかる費用の中で、あなたが負担を感じている(または負担になるだろうと思う)費用について、「大学にかかる費用(入学料、授業料、仕送りなど)」が72.5%で最も多く、次いで、「小・中・高校にかかる費用(授業料、学用品費など)」が66.4%、「保育所・こども園、幼稚園にかかる費用」が62.6%、「食費」が61.1%などとなっています。

◆子育てにかかる費用で負担に感じているもの(若者調査)

【n=131】

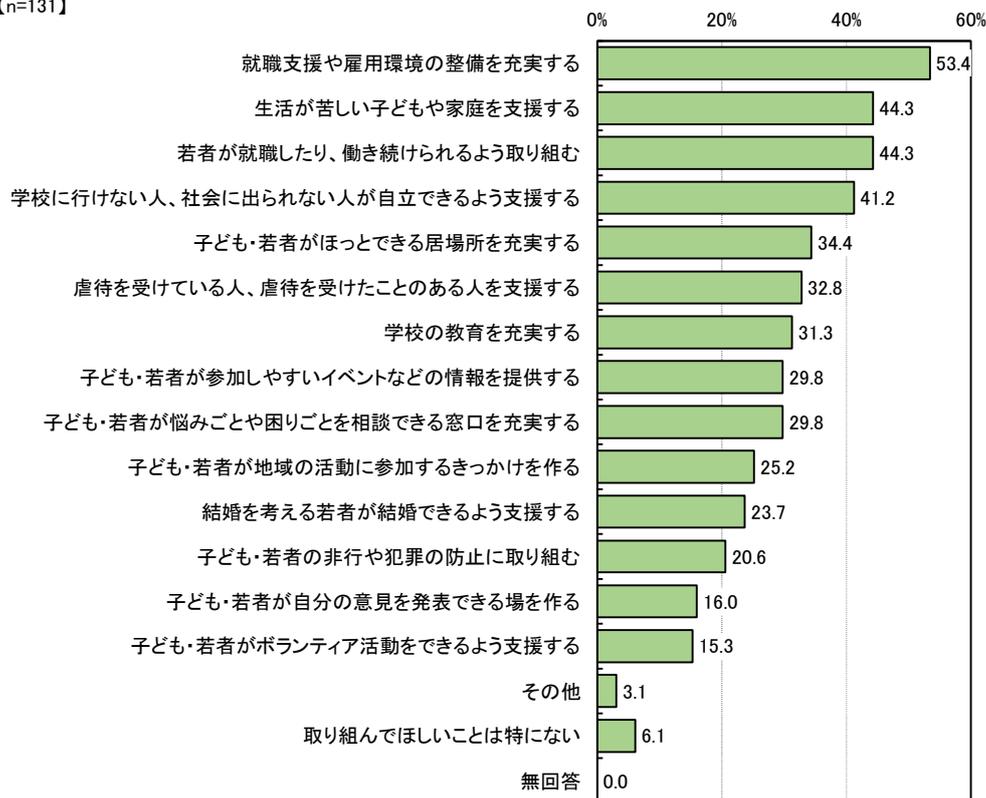


(11)こども・若者支援のために秩父市に取り組んでほしいこと

こども・若者への支援について秩父市に取り組んでほしいことは、「就職支援や雇用環境の整備を充実する」が53.4%で最も多く、次いで、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」がともに44.3%、「学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する」が41.2%などとなっています。

◆こども・若者支援のために秩父市に取り組んでほしいこと(若者調査)

【n=131】



6 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

令和2年3月に策定した「秩父市子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目及び計画に掲げた基本目標ごとの施策の進捗状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育の提供体制の進捗状況

1号、2号認定は、教育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

3号認定は、保育利用率が年々高まっていますが、児童数が減少していることから、認定者数は減少から横ばいで推移しており、必要な定員の確保ができています。

認定・年齢	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 3～5歳	①量の見込み	人	400	350	300	270	250
	②確保方策	人	787	717	717	651	570
	③実績	人	787	732	732	651	570
	③-①不足人員	人	387	382	432	381	320
2号認定 3～5歳	①量の見込み	人	920	900	890	890	880
	②確保方策	人	902	902	902	902	943
	③実績	人	904	922	922	922	943
	③-①不足人員	人	▲ 16	22	32	32	63
3号認定 0歳	①量の見込み	人	155	153	152	150	149
	②確保方策	人	140	140	140	140	154
	③実績	人	151	153	153	153	154
	③-①不足人員	人	▲ 4	0	1	3	5
3号認定 1～2歳	①量の見込み	人	510	507	505	502	500
	②確保方策	人	475	475	475	475	524
	③実績	人	498	507	507	507	535
	③-①不足人員	人	▲ 12	0	2	5	35

※教育・保育の認定区分の内容は94ページに掲載。

(2)地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

地域子ども・子育て支援事業に関しては、量の見込みに対して概ね確保方策ができてきている状況です。量の見込みと実績が乖離している事業等も見受けられるため、第3期計画にあたっては、地域の実情に合った見込みを立てる必要があります。

【利用者支援事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2
実績	か所	2	2	2	2	2

【地域子育て支援拠点事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保方策	人回	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	か所	7	7	7	7	7
実績	人回	4,792	4,499	4,178	4,010	3,928
	か所	6	6	6	6	6

【妊婦健康診査】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	355	350	345	345	340
確保方策	人	355	350	345	345	340
実績	人	297	272	287	220	240

【乳児家庭全戸訪問事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	355	350	345	345	340
確保方策	人	355	350	345	345	340
実績	人	330	294	270	256	230

【養育支援訪問事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	150	150	150	150	150
確保方策	人	150	150	150	150	150
実績	人	45	97	69	48	50

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績	回	0	0	0	0	0

【子育て短期支援事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0
実績	人日	0	0	0	0	0

【ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	30	30	30	30	30
確保方策	人日	30	30	30	30	30
実績	人日	317	465	194	202	200

【一時預かり事業(幼稚園在園児)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	31,500	30,480	30,470	30,465	30,460
確保方策	人日	31,500	30,480	30,470	30,465	30,460
実績	人日	23,240	21,116	17,432	15,402	15,000

【一時預かり事業(幼稚園在園児以外)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	550	550	550	550	550
確保方策	人日	550	550	550	550	550
実績	人日	466	536	835	808	787

【延長保育事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	150	148	145	140	138
確保方策	人	150	148	145	140	138
実績	人	102	59	83	84	90

【病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応型強化事業)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	100	100	100	100	100
確保方策	人日	100	100	100	100	100
実績	人日	0	0	0	0	0

【放課後児童健全育成事業(公立・私立)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	820	820	800	790	780
確保方策	人	820	820	800	790	780
実績	人	754	805	867	767	932

【基本目標2 子育てを楽しめる家庭づくり】

子育てを楽しめる家庭づくりの進捗評価においては、全44事業のうち、16事業(全体の36.4%)が「目標を達成している」、23事業(全体の52.3%)が「目標をおおむね達成している」と評価されています。

「目標を達成している」事業の割合を施策ごとにみると、『(1)子育てを楽しめるための支援』は18.2%、『(2)子育て家庭への支援の充実』は81.8%、『(3)母子保健施策の充実』は22.7%となっています。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	-
(1)子育てを楽しめるための支援	11	2	5	2	0	2
①子育て交流事業の充実	8	1	4	1	0	2
②ファミリー・サポート・センター事業の実施	1	0	0	1	0	0
③緊急サポートセンター事業の実施	1	1	0	0	0	0
④産前産後・サポート・センター事業の実施	1	0	1	0	0	0
(2)子育て家庭への支援の充実	11	9	2	0	0	0
①経済的支援の充実	9	8	1	0	0	0
②ひとり親家庭等の自立支援の推進	1	1	0	0	0	0
③子どもの貧困対策の推進	1	0	1	0	0	0
(3)母子保健施策の充実	22	5	16	1	0	0
①子どもと母親の健康の確保	14	3	10	1	0	0
②「食育」の推進	8	2	6	0	0	0
計	44	16	23	3	0	2
		36.4%	52.3%	6.8%	0.0%	4.5%

■施策進捗評価

A:目標を達成している B:目標をおおむね達成している C:目標を下回っており、努力が必要である
D:目標を大幅に下回っており、改善を要する -:評価不可

【基本目標3 学校を核とした地域における教育の推進】

学校を核とした地域における教育の推進の進捗評価においては、全25事業のうち、10事業(全体の40.0%)が「目標を達成している」、12事業(全体の48.3%)が「目標をおおむね達成している」と評価されています。

「目標を達成している」事業の割合を施策ごとにみると、『(1)学校教育等の充実』は33.3%、『(2)信頼される学校づくりの推進』は75.0%となっています。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	-
(1)学校教育等の充実	21	7	11	1	1	1
①次代の親の育成	2	0	1	1	0	0
②豊かな心の育成	10	4	5	0	0	1
③健やかな体の育成	5	1	3	0	1	0
④幼児教育の充実	4	2	2	0	0	0
(2)信頼される学校づくりの推進	4	3	1	0	0	0
①信頼される学校づくりの推進	4	3	1	0	0	0
計	25	10	12	1	1	1
		40.0%	48.0%	4.0%	4.0%	4.0%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する -: 評価不可

【基本目標4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動】

特色ある子育て・子育て支援のための地域活動の進捗評価においては、全78事業のうち、41事業(全体の52.6%)が「目標を達成している」、34事業(全体の43.6%)が「目標をおおむね達成している」と評価されています。

「目標を達成している」事業の割合を施策ごとにみると、『(1)総合支援体制の整備』は45.5%、『(2)子育て支援のネットワークづくりと充実』は55.0%、『(3)子どもにやさしい生活環境づくり』は52.8%、『(4)地域保健医療の連携と促進』は54.5%となっています。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	-
(1)総合支援体制の整備	11	5	6	0	0	0
①総合支援体制の整備	10	4	6	0	0	0
②子ども家庭総合支援拠点の整備	1	1	0	0	0	0
(2)子育て支援のネットワークづくりと充実	20	11	9	0	0	0
①子育て支援センターの活動の充実	1	1	0	0	0	0
②子育て支援のネットワークづくり	2	2	0	0	0	0
③子育て情報提供サービスの充実	2	1	1	0	0	0
④児童虐待防止対策等の充実	6	3	3	0	0	0
⑤障がい児施策の充実	9	4	5	0	0	0
(3)子どもにやさしい生活環境づくり	36	19	16	0	0	1
①良質な住宅の確保	1	1	0	0	0	0
②良質な居住環境の確保	3	2	1	0	0	0
③安全な道路交通環境の整備	4	4	0	0	0	0
④子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1	1	0	0	0	0
⑤利便性の高い交通環境の整備	1	1	0	0	0	0
⑥安心して外出できる環境の整備	12	3	9	0	0	0
⑦安全・安心まちづくりの推進	2	2	0	0	0	0
⑧子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	7	2	5	0	0	0
⑨児童の健全育成事業の充実	1	0	0	0	0	1
⑩子どもを取り巻く有害環境への対策の推進	4	3	1	0	0	0
(4)地域保健医療の連携と促進	11	6	3	2	0	0
①思春期保健対策の充実	6	4	1	1	0	0
②小児医療の充実	5	2	2	1	0	0
計	78	41	34	2	0	1
		52.6%	43.6%	2.6%	0.0%	1.3%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する -: 評価不可

【基本目標5 子育てに配慮した労働環境の整備】

子育てに配慮した労働環境の整備の進捗評価においては、全26事業のうち、16事業(全体の61.5%)が「目標を達成している」、6事業(全体の23.1%)が「目標をおおむね達成している」と評価されています。

「目標を達成している」事業の割合を施策ごとにみると、『(1)仕事と子育ての両立』は42.9%、『(2)子育て支援サービスの充実』は68.4%となっています。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	-
(1)仕事と子育ての両立	7	3	3	1	0	0
①男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等	4	0	3	1	0	0
②仕事と子育ての両立の推進	3	3	0	0	0	0
(2)子育て支援サービスの充実	19	13	3	0	0	3
①病児・病後児保育体制の整備	1	0	1	0	0	0
②一時保育の充実	3	3	0	0	0	0
③短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実	1	0	1	0	0	0
④保育サービスの充実	9	5	1	0	0	3
⑤放課後児童健全育成事業(学童保育室・学童クラブ)の充実	5	5	0	0	0	0
計	26	16	6	1	0	3
		61.5%	23.1%	3.8%	0.0%	11.5%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する -: 評価不可

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 こどもまんなか社会の実現に向けて

(1) こどもまんなか社会とは

本計画は、「こども大綱」を勘案し、本市における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、本市の状況に応じた目的設定をすることが必要です。

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本市においても、こども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

(2) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2 基本理念

本市では、第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「みんなで子育て・子育てを支援し、応援する 温もり・安心のまち」を基本理念に掲げ、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていきける温かいまちづくりを目指してきました。

また、「第2次秩父市総合振興計画」で掲げた将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を目指したまちづくりに取り組んでおり、保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等分野において、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

子ども大綱では、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏まえつつ、新たな基本理念「みんなで応援！ 秩父で育む 子どもと若者の未来」を掲げ、全ての子ども・若者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体で子どもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる秩父市を目指します。

【基本理念】

みんなで応援！ 秩父で育む 子どもと若者の未来



3 基本的視点

本計画の策定にあたっては、6つの基本的視点を取り入れ、すべての子ども、若者、妊婦、子育て当事者・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、より良い環境づくりを支援します。

1 「子ども」の視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、子どもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることを踏まえた上で、一人ひとりの個性を大切にし、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

2 「親(保護者)」の視点

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高めます。

3 「仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)」の視点

企業や関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

4 「すべての子どもと家庭への支援」の視点

子どもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべての子ども・若者は、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなければなりません。困難な状況にある子ども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける包括的な環境をつくりまします。

5 「切れ目のない支援」の視点

子どもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。子どもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現します。

6 「地域の社会資源の効果的な活用」の視点

本市には80%以上を占める森林に囲まれた豊かな自然環境と、地域に受け継がれる伝統文化が存在します。地域には子育て支援に関するNPO法人や活動団体など、計画のなかで効果的な取り組みが期待できるさまざまな人材がいます。こうした人的・物的社会資源を効果的に活用するため、資源の整備や人材の資質向上を図り、子育てに喜びと安心が提供できる地域ぐるみの取り組みを進めます。

4 計画の基本目標

本計画はこども大綱を踏まえ、3つの基本目標を設定し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

基本目標1 子育て・子育ての支援の推進

基本施策	
1	こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等
2	相談支援体制及び情報提供の充実
3	多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
4	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
5	こどもの貧困解消対策の推進
6	障がい児支援・医療的ケア児等への支援
7	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
8	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
9	安心して外出できる環境づくり

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

基本施策	
【こどもの誕生前から幼児期まで】	
1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
2	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
【学童期・思春期】	
3	学校教育等の充実
4	豊かな心と健やかな体の育成
5	安心して学ぶことができる環境づくり
【青年期】	
6	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
7	次世代を担う若者への支援

基本目標3 安心して子育てができる支援の推進

基本施策	
1	妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減
2	地域子育て支援、家庭教育支援
3	ひとり親家庭への支援
4	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

5 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子育て・子育ての支援の推進

1 こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等

こども基本法やこどもの権利条約についての普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権啓発活動を推進します。

取組方針または事業名等	内容	担当課
1	こどもの権利・人権を尊重した社会づくりの推進 こどもや子育て当事者の意見を反映し、施策や地域資源に応じたこどもまんなか社会の実現を目指します。	全庁

2 相談支援体制及び情報提供の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域から孤立し、悩みや不安を抱えるこどもや保護者が増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このため、妊娠期から低年齢期のこどもや保護者に対する相談支援や、疾患をもつこどもや発達気になるこどもに対する途切れのない支援が必要であり、こどもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、全てのこどもが健やかに育つことができるよう、こどもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った支援や情報提供を行います。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	こども家庭センター事業	令和6年4月1日に、母子保健の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」を合わせた機能である「こども家庭センター」が設置されました。更なる母子保健・児童福祉の連携・協働を深め支援体制の強化を図り、家庭支援に繋げていきます。	子育て支援課
2	児童福祉、学校教育、保健等、関係機関との連携及び相談支援の充実	庁内関係各課、保育所(園)、公私立こども園、児童相談所、特別支援学校、小学校等随時対象者に関係する必要な機関と連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	保育こども課 保健センター 学校教育課 社会福祉課 障がい者福祉課
3	支援体制の充実	児童福祉、学校教育、保健の部門間および関係機関との連携を強化し情報交換やネットワークの強化に努めていきます。	学校教育課
4	相談支援事業	障がい児に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援及び権利擁護のための援助を行います。	障がい者福祉課
5	支援会議	支援の必要な障がい児のために各関係機関と連携し、状況に応じて支援会議を開催し支援体制の強化を図ります。	障がい者福祉課
6	子育て支援センターの充実	こども・子育て世帯が利用しやすい環境を心掛け、職員が研修に参加するなど質の向上を図っています。相談では、子育て支援センターだけでなく、必要に応じて関係機関と連携し、支援に取り組みます。	子育て支援課
7	保育所・こども園等巡回支援事業	秩父市内の保育所・こども園等を巡回し、発達が気になるこどもへの早期支援を実施します。	障がい者福祉課

取組方針または事業名等		内容	担当課
8	保育施設についての情報提供	「保育園等の情報」を作成し、窓口での配布やホームページへの掲載により、情報提供を行います。	保育こども課
9	子育てハンドブックの発行	子育てに関する情報等について、「子育てハンドブック」を作成し、ホームページ等を活用して継続的に発信しています。	子育て支援課

3 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

年齢や発達の程度に応じた遊び・体験の機会や場を創出し、こどもの読書活動についての取組を推進するとともに、こどもの基本的な生活習慣について普及啓発を推進します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	児童館・子育て支援センターの開館	年齢に応じた遊びや、子育てに関するイベントなど、子育て世帯が利用しやすい活動を実施しています。また、施設環境を有効活用し、安全に利用できる子育て世帯の集いの場所を提供し、今後もイベントや事業の充実を図ります。	子育て支援課
2	伝統文化について学ぶ機会の確保	地域の太鼓の指導者から秩父屋台囃子を指導してもらい、保育施設において伝統文化について学ぶ機会を確保します。	保育こども課
3	総合的な学習の時間等の活用	総合的な学習の時間等を活用し、神楽や歌舞伎、獅子舞などを継承するための取組みを行い「ふるさと秩父」を思う心を育てます。 講師には、学校応援団等地域住民の方を招く等、地域の方々との関わりの中で豊かな人間性や社会性が身につくよう推進に努めます。	学校教育課
4	世代間交流の機会の確保	保育施設の行事等に民生委員・児童委員等を招待したり、地域の方の協力のもと農業体験や秩父屋台囃子の練習を行うことにより、地域内での世代間交流の機会を確保します。	保育こども課
5	自然体験活動の機会の充実	地域の高齢者の協力により、保育施設において農業体験の機会を設けます。	保育こども課
6	二十歳のつどいの開催	多くの二十歳の方に式典に参加してもらうよう、二十歳代表者を選出し、企画段階から意見を聴取します。	生涯学習課
7	居場所づくりの推進	令和元年度から子どもの居場所づくり推進事業交付金制度を創設し、市内でこども食堂をはじめとする居場所づくりへの支援を行っています。 引き続き支援を実施し、今後は各小学校区(13校)に1か所の設置を目標に推進します。	子育て支援課
8	ブックスタート事業	0歳児向けのブックスタート、小学1年生向けのセカンドブックスタート事業で、図書館から絵本を1冊プレゼントし、家庭で本に親しむ機会を提供します。	図書館
9	児童館への出張読み聞かせ	図書館司書が児童館へ定期的に出向いて読み聞かせを行い、親子で絵本やわらべうたに親しむ機会を設けます。	図書館

取組方針または事業名等		内容	担当課
10	図書館の読み聞かせ会、おはなし会	図書館司書とボランティアが協力して、絵本の読み聞かせ会やおはなし会を定期的に行います。赤ちゃんから幼児、小学生のこどもが年齢に応じた本に出会えるよう、イベントの充実を図ります。	図書館
11	小中学校へのおはなし会、ブックトーク	図書館司書とボランティアが小中学校へ出向き、おはなし会やブックトーク(本の紹介)を随時行い、多くの児童生徒が、おはなしや本に親しむよう働きかけを行います。	図書館
12	未来を担う私たちの主張(青少年の主張)作文コンクールの開催	こどもたちが日ごろ考えているさまざまな意見を聴き、その柔軟な発想によって、秩父市の未来を模索し、地域社会や郷土秩父の発展に寄与するための作文コンクールを開催します。	生涯学習課
13	青少年育成事業	スポーツ・伝統芸能・芸術文化を通しての青少年健全育成を図るため、秩父市青少年育成協議会へスポーツ事業と文化事業の開催を委託します。	生涯学習課
14	移動図書館車による図書巡回貸出	小中学校へ移動図書館車を巡回し、市内全域の児童生徒が本を借りる機会を提供します。	図書館
15	あいさつ運動の実施	青少年育成秩父市民会議において、「あいさつ運動推進週間」における「あいさつ運動」の呼びかけを加盟団体に向けて行います。	生涯学習課
16	小中学校、学童保育室への図書団体貸出	小中学校に「総合学習文庫」や「朝読セット」など、まとまった冊数の図書団体貸出を行い、授業や朝の読書時間などに活用してもらいます。また、学童保育室へも定期的に貸出をし、地域の読書支援に努めます。	図書館
17	「地域の教育力」向上に向けた人的資源活用の推進	「地域の教育力」向上に向けて民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所(園)・認定こども園関係者、子育て支援NPO、育成会、地域ボランティア、自営業者、自治会等の人的資源を活用します。	教育研究所
18	地域の関係機関等との情報交換・連携	保育施設の行事等に民生委員・児童委員等を招待し、地域との連携を図ります。	保育こども課

4 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等の切れ目のない提供を推進します。

プレコンセプションケアの取組の推進、妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題に係る支援を行います。

また、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、普及啓発を促進します。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	プレコンセプションケアの推進	妊娠前からの健康管理について男女ともに考え、自身の生活習慣を見直すことで、今の健康だけでなく、未来の健康や将来の赤ちゃんの健康につなげていけるよう、関係機関と連携しながらコンセプションケアの知識の普及・啓発を図ります。	保健センター
2	重度心身障害者医療費支給制度	医療保険を使って医療機関で診療、薬剤の支給等を受けた場合に医療費を助成します。	障がい者福祉課

5 こどもの貧困解消対策の推進

全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会を活用して連携し、困難な状況にある子どもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

また、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	居場所づくりの推進	市内で子ども食堂をはじめとする居場所づくりへの支援を行っています。各小学校区(13校)に1か所の設置を目標に推進します。	子育て支援課
2	生活の安定に資するための支援	貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。	社会福祉課 子育て支援課
3	学習支援事業	経済的理由により学習塾に通えない児童・生徒を学習教室において学習の支援を図ります。	社会福祉課
4	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保護者の就労支援において、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	社会福祉課
5	経済的支援	子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。	社会福祉課

6 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

また、医療的ケア児、聴覚障がい児、強度行動障がい児、高次脳機能障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

さらに、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。

特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めるとともに、障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

これらの際、こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援も進めます。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	医療的ケア児等への支援の推進	医療行為が必要な重度心身障がい児とその家族が安心して生活していけるようレスパイト入院、短期入所(ショートステイ)、日中活動の場の確保に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。	障がい者福祉課
2	福祉、保健、教育との連携及び相談支援の充実	障がいや医療的ケアが必要なこどもとその保護者への支援を通じ、そのこどもが所属する保育所(園)・こども園からの相談に応じていきます。また、就学後も必要に応じて支援者間の連絡調整を行います。	保健センター
3	対象者支援のための関係機関連携および支援体制の強化	保育施設において、心身に障がいや発達につまずきのある幼児に対し、こどもの成長に合わせた支援を行い、就学につなげられるよう努めます。	保育こども課
4	医療的ケア児の保育施設への受け入れの検討	保育を必要とする対象者家族からの相談に応じ、保育施設での安全な受け入れが可能か関係機関との検討を行います。	保育こども課
5	地域教育支援専門家チーム運営委員会および特別支援教育の推進	秩父市障害児特別支援委員会や秩父特別支援学校、特別支援教育コーディネーターを核とし、小中学校が連携した特別支援教育を推進します。	学校教育課
6	秩父市障害児就学支援委員会の調査専門員会議での研修および特別支援教育研修会の充実	秩父市特別支援学校と小中特別支援コーディネーターが一同に会した秩父市障害児就学支援委員会の調査専門員会議において、情報提供を含め研修の充実を図ります。	学校教育課

7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、こども家庭センターが、地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、相談窓口の周知などに取り組めます。

さらに、虐待等により家庭から孤立した状態のこどもがそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。

取組方針または事業名等	内容	担当課
1 児童虐待防止対策	『秩父市要保護児童対策地域協議会』における中学校区ごとの実務者会議で小中学校等の情報交換等を行い、関係機関の連携協力体制の強化により、各関係機関の役割分担・家庭の支援により児童虐待対策に努めます。研修会を実施し、関係機関の職員の資質向上を図るとともに、11月の児童虐待防止推進月間には、市報に掲載し広く児童虐待防止の啓発を行っています。 また、家庭児童相談員を中心とする子育て支援や主任児童委員、教育相談員との連絡協議会の開催も継続します。	子育て支援課
2 学校における虐待への対応の中核となる「児童虐待対応キーパーソン」の位置づけの推進	学校内への児童虐待に対応する組織の設置を継続するとともに、関係機関と連携・協力しての環境づくりに努めていきます。また教職員の虐待対応の研修の充実を図ります。	学校教育課

(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

里親・ファミリーホーム・児童養護施設等の社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図るとともに、児童相談所におけるケースマネージメントを推進します。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対しては、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している18歳未満のこども・若者についても支援の対象とします。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	家庭児童相談支援	小中学校と連携し相談体制の充実を図ります。社会の多様化・複雑化にあわせて相談や家庭訪問を実施し、児童の現況の把握、育児不安を抱える親の養育支援に努めます。	子育て支援課
2	里親制度の周知	市報掲載や里親制度啓発パネル展示・パンフレットの配布を行っています。また、民生児童委員の研修に講師をお招きするなど、里親制度の広報・啓発に努めます。	子育て支援課

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	ヤングケアラー支援	家事・介護などを日常的に行う概ね18歳未満の者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図るため、支援を必要とする家庭への訪問支援員の派遣等による支援を実施します。	子育て支援課

8 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

自殺の要因分析や、自殺予防教育、自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていきます。

取組方針または事業名等	内容	担当課
1 自殺予防対策の推進	安心して生きられるように、自殺の要因となる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、いじめ、ひきこもり等の関連部局や関係機関において、自殺リスクを低下させる取組を推進します。関係機関と連携し総合的に取り組みます。	保健センター
2 自殺予防の普及啓発	自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、広報やホームページなど、様々な媒体に自殺対策の情報を掲載する等、自殺やうつ病等についての正しい知識の普及啓発や理解の推進を図ります。	保健センター

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーを習得するための支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

取組方針または事業名等	内容	担当課
1 インターネットの適正利用と有害図書に対する適正な対応の推進	インターネットの教育利用に関するガイドラインを策定し、適正利用と情報モラルの向上を図ります。インターネットの適正利用については、県と共同で啓発活動を行っています。有害図書については、取扱店舗の訪問など県が行う活動との連携を図ります。	学校教育課

(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。

また、子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	児童生徒の登下校の見守り体制整備の推進	スクールガードリーダーを中心に学校応援団の方々による見守り活動、通学路点検等を行います。また、下校時刻に合わせた「見守り放送」により、地域の方々へ見守り協力を依頼します。	教育研究所
2	学校における防犯教室実施の推進	各学校において、防犯教室を実施するとともに、「子ども110番の家」の設置協力依頼を行うなど、ボランティア協力要請を継続します。	教育研究所
3	現在生活の基本を理解させるための安全教育の充実	子どもたち自らが学校内外におけるさまざまな危機に対処できるよう、キャッシュカードなどの消費行動、携帯メールなどに万全な注意を払う学級活動や情報セキュリティ研修会などを通じて安全教育の充実に努めます。	学校教育課
4	学校付近や通学路等における防犯パトロール活動の推進	学校職員や保護者、学校応援団等で連携し、学校周辺や通学路で定期的にパトロールや安全点検を行います。また、秩父市「安心・安全メール」、小中学校保護者向けの「すぐる」を活用し、不審者情報等の情報共有を行います。学校で作成している「安全安心マップ」も活用し、関係機関と連携・協力した防犯パトロール活動を推進します。	教育研究所
5	消費者生活相談事業	消費生活相談の実施、若者向けの秩父市オリジナルリーフレットなど消費者教育用教材等の配布、関係部署との連携により若者に対する消費者教育の充実に努めます。	市民生活課
6	子どもの安全確保体制整備の推進	子どもの安全を確保するため、「子ども110番の家」の設置や「学校だより」による啓発活動など被害を未然に防ぐ対策を実施します。	教育研究所
7	防犯活動用品配布事業	各町会において行っていただいている防犯パトロールや登下校時の見守りなどの活動を支援するために、防犯活動用品を配布します。	危機管理課

(4)非行防止と自立支援

子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	非行防止の啓発	埼玉県青少年健全育成推進秩父地域会議主催の非行防止キャンペーンに参加し、青少年の非行防止の啓発活動を行います。	生涯学習課
2	悩みごとの相談窓口の周知	11月の「埼玉県いじめ撲滅強調月間」に合わせ、「彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談」「子どもスマイルネット」などの相談窓口を市報等で周知します。	生涯学習課

9 安心して外出できる環境づくり

こどもの遊び場とそのアクセスの確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	埼玉県福祉のまちづくり条例	「埼玉県福祉のまちづくり条例」を考慮し、こども・子育て世帯に配慮した施設の整備を働きかけます。	子育て支援課
2	公園管理業務	新たに整備する公園について、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児(者)などに配慮した公園空間の創出を図ります。 既存の公園については、市民の要望をふまえながら改善の推進に努めます。 遊具点検を毎年実施し、安心・安全な公園を提供できるよう努めていくとともに老朽化した遊具の改修を進めます。	まちづくり公園課
3	都市公園長寿命化計画策定業務	都市公園の利用者の安全性、利便性、快適性を確保するための計画的な修繕を行うべく、都市公園長寿命化計画を策定します。	まちづくり公園課
4	公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの促進	公共施設については、「バリアフリー法」・「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化の整備を実施していきます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい公共施設として整備を実施します。	建築住宅課
5	バリアフリーマップの充実	バリアフリーマップに掲載している市内施設、設備の数等の情報の収集、発信を継続していきます。	障がい者福祉課
6	子育てを地域全体で支える風土の形成	幼児、小学生、中学生、高校生および高齢者などの各世代間での異世代交流事業を積極的に取り組みます。	学校教育課
7	道路整備の推進	幹線道路網や生活道路の狭あい箇所について、改築、改良工事を実施し、利便性を向上させ、安全に通行できるようにします。	道づくり課
8	公共交通検討事業	交通量の増加が見込まれる箇所や通学路の重点箇所を中心に、歩道および横断歩道の設置、交通信号機の設置、路面標示などの整備を図るべく関係機関と協議を進め、更に、通過車両の進入速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等のため問題点の早期解消を目指し、安全な道路環境の整備を推進します。	市民生活課
9	交通安全事業	こどもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的・体系的に実施するとともに、交通安全教育を実施する職員の指導力の向上と地域における民間の指導員の育成に努めます。	市民生活課

取組方針または事業名等		内容	担当課
10	鉄道整備要望事業	市行政と地域の企業が一体となって、県と協調しながら通学、通勤等の生活利便性の向上に向けて、西武鉄道と秩父鉄道へ改善を要望していきます。また、鉄道駅における手すり、スロープやエレベーターの設置等について、鉄道事業者と協議しながらバリアフリー化を推進します。	市民生活課
11	歩道整備の推進	交通量の多い道路、特に通学路については、地元町会からの要望や道路計画にあわせて歩道の整備を進めます。	道づくり課
12	市道の整備による通行の安全確保の推進	市道については、日常のパトロール並びに地元町会の要望に基づき現地確認を行い、緊急性を検討した上で計画的に改善を図ります。	道路維持課
13	交通事故防止および円滑な交通の確保の推進	交通事故防止および円滑な交通の確保を図るため、関係機関と調整しながら道路照明灯の設置および道路標示等の整備を推進します。	道路維持課
14	防犯灯の設置推進	夜間における歩行上の事故、犯罪などを未然に防止するため、新規でLED防犯灯を約50基ずつ設置しています。令和6年度以降も引き続き町会から要望があれば予算の範囲内でLED防犯灯を設置します。	危機管理課
15	屋外広告物管理業務	通行の支障となる違法看板については、パトロールを行い、設置者の理解促進を図り、解消に努めます。	まちづくり公園課
16	学校施設整備事業	秩父市個別施設計画及び秩父市学校施設長寿命化計画に基づき、各小中学校の大規模改造工事を実施し、児童・生徒や教職員等に安心・安全な学校環境を整備するとともに施設の長寿命化を図ります。また、大規模改造工事のほかに、老朽化等により改修が必要な箇所は順次整備を実施します。	教育総務課
17	体育施設整備事業	体育施設の老朽化等により、改修が必要な個所を整備していくことで、利用者に安心して安全な利用環境を提供します。また、秩父市個別施設計画に基づき、各体育施設の改修を行うことで施設の長寿命化を図ります。	市民スポーツ課
18	公民館施設管理運営事業	利用者が快適に使用できるよう、地区公民館の維持管理を行います。	生涯学習課
19	歴史文化伝承館施設管理事業	利用者が快適に使用できるよう、歴史文化伝承館の維持管理を行います。	生涯学習課
20	放置自転車対策	放置自転車の取り扱いについて、警察と連携をとりながら、自転車の放置がされないよう引き続き対策を講じます。	生活衛生課

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

また、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、関係機関とも連携しながら、取組を進めます。

さらに、こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	小児医療体制の維持	常勤医師を確保して小児医療を充実させるとともに、地域の小児科医師や埼玉県小児医療センターと連携を図りながら専門性の高い医療提供を行います。	市立病院 管理課
2	医師及び助産師・看護師等派遣支援事業	市内唯一の産婦人科診療所を維持するため、1市4町で構成するちちぶ医療協議会から補助金を支給します。	地域医療対策課
3	乳幼児健診	乳幼児健診の場を活用した親への相談指導を行います。 健診未受診児には、勧奨通知を郵送し受診勧奨に努め、通知後も未受診連絡のない場合は保健師が電話や訪問等により状況確認を行います。また、関係機関と必要時連携を図りながら事後フォロー児への対応・相談支援を行います。	保健センター
4	妊産婦、新生児訪問指導	妊娠期からの健康状態の確認と母子の支援を目的に訪問を行います。母親のメンタルヘルス状況を把握するために、エジンバラ産後質問票(EPDS)によるスクリーニングや子育てアンケートを実施して取り組みます。	保健センター
5	産後ケア事業	出産後も安心して子育てができるように、退院後の母子に対して心身のケアやサポート等きめ細かい支援を産後ケア事業所や自宅にて行います。 宿泊型、通所型、訪問型のサービスがあります。	保健センター
6	未熟児養育医療	生まれた時の体重が2,000グラム以下、又は身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定養育医療機関において医師が入院治療を必要と認めた場合、申請に基づいてその治療に必要な医療を受けられる制度です。	保育こども課

取組方針または事業名等		内容	担当課
7	若年妊婦、慢性疾患や障がい、経済的問題等を含めたハイリスク妊婦への支援	安全・安心な出産を迎えることができるよう関係機関と連携して支援します。	保健センター
8	発達の遅れがある子どもやその保護者に対する支援	発達の遅れがある子どもやその保護者が抱える療育や育児に関して、言語聴覚士や理学療法士等の専門職が相談、助言を行い、保護者の子どもへの正しい理解の促進や子どもの発達を促します。	保健センター
9	不妊に関する情報提供及び相談支援	不妊に関する情報提供や相談支援を行うとともに、不妊治療費の助成事業を行います。	保健センター
10	母子健康手帳の交付	母子健康手帳発行時に妊娠届け出時アンケートを行い、安心して出産・育児ができるよう、相談支援を実施します。 特に支援が必要な妊婦には、妊娠早期から関係機関と連携し支援します。	保健センター
11	歯科保健に関する意識の向上	乳幼児健診では歯科健診、歯科相談、ブラッシング指導等を行い、乳幼児期からの歯科保健に対する意識の向上を図ります。 栄養相談を実施し、こどもの食生活やおやつについて正しい知識の普及に努めます。	保健センター
12	保育施設における歯科健診の実施	嘱託医による歯科健診の実施により、幼児の虫歯の予防・早期発見に努めています。	保育子ども課
13	保育施設における内科健診の実施	嘱託医による内科健診の実施により、幼児の健康状態の把握に努めています。	保育子ども課
14	正しい食習慣の確立	乳幼児健診時に離乳食及び食生活に関する助言、個別相談を行い、正しい食習慣の確立に努めます。 健診以外にも妊産婦や離乳食期の児をもつ保護者を対象に離乳食教室を開催し、親子の育児支援に取り組めます。	保健センター
15	こどもの月齢に応じた関わり方や親子遊びへの支援	乳幼児期の親子や、集団遊びに不安がある親子を対象に、こどもの発達を促す関わり方、遊びの情報提供や親子で一緒に楽しく遊ぶ経験づくりの場(機会)として親子教室等を開催します。	保健センター
16	食育の推進	親子料理教室を実施し、食の重要性を理解して家族そろって健全な食習慣を形成するよう食育推進に努めます。 また、事業等において食に関する情報を提供し、バランスのよい食事を摂ることの大切さを伝えます。	保健センター

取組方針または事業名等		内容	担当課
17	食生活改善推進員による食育の推進	食生活の改善を推進するボランティア団体(食生活改善推進員)による料理講習会等開催し、地域に伝達し食育推進を図ります。	保健センター
18	公立保育所・こども園の食育の推進	食体験を通じた食育を行い、心身の健全育成に努めています。	保育こども課
19	妊娠、出産、育児に関する母子保健情報の提供及び知識の普及啓発	妊娠中の保健、栄養、出産の経過や基本的な育児等母子保健情報をするほか、市民のニーズや時代に合わせた教室を開催し、妊娠や子育てに関する知識の普及に取り組みます。	保健センター
20	育児に関する情報の普及啓発	ホームページや市報、子育てハンドブック等を用いて普及啓発を行います。	保育こども課

2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

保育所、認定こども園など教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めます。

また、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

加えて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	保育施設のあり方についての検討	保育施設の今後のあり方について環境改善と機能強化を含め、必要性和社会情勢を考慮し、検討します。	保育こども課
2	児童館等の環境改善	児童施設の空調や照明設備等の教育改善や居場所づくり等の機能強化を図るなど、子育て世帯の交流の場における改善に努めます。	子育て支援課
3	地域の子育て世帯が安心して子育てできる環境づくり	「子育て支援センター」「児童館」「子育てサロン」において、研修参加等によって子育て支援相談員の資質向上を図り、育児相談や交流の場を提供することで、地域の子育て支援拠点としての役割を担います。	子育て支援課
4	民間保育所(園)における延長保育の実施	延長保育を実施している民間保育所(園)に対し、補助金を交付します。	保育こども課
5	保育士・幼稚園教諭の確保	公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における保育及び教育を安定的に提供するため、保育士・幼稚園教諭を継続して確保します。	人事課
6	花の木保育所における12時間開所の実施	花の木保育所においては、月曜日から土曜日まで、午前7時から午後7時まで12時間開所し、保育を必要とする家庭をサポートします。	保育こども課
7	階層別に必要な知識や資質の向上に寄与する研修の受講	保育士を対象とした研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めます。	保育こども課
8	多様な体験ができる教室・行事の実施	地域住民の協力のもと、保育施設において農業体験を行ったり、秩父屋台囃子の練習を行います。	保育こども課
9	公立保育施設の園庭開放	公立保育施設の園庭を開放し、こどもが安心して遊ぶことのできる場、親同士の交流の場を提供します。	保育こども課

3 学校教育等の充実

こどもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、こどもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。次代を担うこどもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	資料館と学校教育の連携事業	市内小中学校の総合的な学習の時間や社会科見学などで、資料館の資料を活用した授業を通して、学校教育活動の支援と文化財の保存活用を図ります。	文化財保護課
2	民俗芸能大会事業	市内小中学校の総合的な学習の時間やクラブ活動において、地域の民俗芸能・民俗文化財の取り組みに対して、習得度合いを考慮して「秩父市子ども伝統芸能伝道師」の称号を授与するとともに、日頃の練習の成果を発表する場を提供するため民俗芸能大会を開催します。	文化財保護課
3	生命の尊さを十分伝えることのできる地域づくりの推進	道徳教育の充実を図り、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、生命の尊さを十分伝えることのできる地域づくりに努めます。	学校教育課
4	武甲山図画・作文展事業	市内の小中学生が夏休み期間中に行った武甲山の写生や武甲山に関する作文の展覧会を開催して、郷土の自然に関心を深めます。	文化財保護課
5	安心安全な学校給食の提供	毎月、各家庭に対し給食献立表、給食だより等を配布し、「食の大切さ」等の欄を設けて、食に関する情報提供を継続的に行います。	保健給食課
6	夏休み文化財教室事業	学校の夏休みの期間に市内の小学生とその保護者を対象にして、縄文土器づくり体験、火起こし体験、勾玉づくりを実施し、原始の歴史に触れる体験を通して歴史や文化に興味を深めます。	文化財保護課

4 豊かな心と健やかな体の育成

こどもたちの「豊かな心」を育むべく学校と家庭が連携しながら「心の教育」を実施するとともに、社会のしくみを理解し地域社会に関心を持ってもらうよう取り組みます。

また、こどもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育やスポーツ健康教育、指導者の育成によるスポーツ指導の充実などを推進し、健やかな体の育成に努めます。

さらに、こども・若者に対し、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

取組方針または事業名等	内容	担当課
1 学校教育全体での道徳的習慣や道徳的行為の充実	答えが一つではない道徳的課題を、ひとりひとりの児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合い、実体験につなぐことができるよう努めてまいります。また、発達段階に応じた豊かな心を重視し、思いやりや、感動のできる“生きた心”を培います。道徳的習慣や道徳的行為の意義を理解し、自らの判断により、進んで実践できる資質・能力を育てます。	学校教育課
2 地域社会に関心を持つ人を育成	総合的な学習の時間等において地域学習を行い、地域社会に関心を持つ児童生徒の育成をします。	学校教育課
3 道徳教育の推進	学校教育全体での指導を通して、道徳的習慣や道徳的行為の意義を理解し、自らの判断により、進んで実践できる資質・能力を育てます。	教育研究所
4 養護教諭が児童生徒からの保健や健康に関する相談	養護教諭による保健室経営において、児童生徒の保健・健康相談の充実を図ります。	保健給食課
5 健康教育の推進	こどもの頃から適切な生活習慣を身につけられるよう、保育施設において指導等を行います。	保育こども課
6 中学校や高等学校における、地域の企業や福祉施設等での体験学習の推進および地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成	中学生社会体験チャレンジ事業の継続、推進により、地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成に努め、秩父市社会福祉協議会の依頼による「彩の国体験プログラム」ボランティアの受け入れを実施します。	学校教育課
7 世代間交流や他学年の児童との交流の機会の確保	保育施設の行事等に民生委員・児童委員等を招いたり、秩父屋台囃子の練習や農業体験等、地域との交流の機会を確保します。また、他学年間の交流の機会も設けます。	保育こども課

取組方針または事業名等		内容	担当課
8	地域社会に関心を持てるような取り組みの実施	保育施設の行事等に民生委員・児童委員等を招いたり、秩父屋台囃子の練習や農業体験等、地域との交流の機会を確保します。	保育こども課
9	臨床心理士等による巡回相談の活用	保育施設において、臨床心理士等による巡回相談を活用し、支援が必要なこどもの早期発見に努めるとともに、専門職からのアドバイスを日頃の保育に活かします。	保育こども課
10	性に関する教育の推進	性に関する正しい知識の普及のため、学校全体で共通理解を図りながら、教育活動全体で行います。また、特別に医師を招いての保健講話や養護教諭からの指導も発達段階に応じて行います。養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談も行い、性に関する悩み等にも寄り添います。	教育研究所
11	喫煙や薬物等に関する防止教育として、学校や地域と連携し「薬物乱用防止教室」の取組	学校や地域と連携し、アルコール・たばこ・薬物乱用防止等の啓発に努めます。	保健給食課
12	健康教育の推進および薬物乱用防止教室の充実	こどものころから適切な生活習慣を身に付けてもらうため家庭教育啓発リーフレットの配布等家庭と連携を図りながら健康教育の推進に努めます。また、飲酒や喫煙、薬物乱用に関する薬物乱用防止教室を実施し、防止に努めます。	学校教育課
13	飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の推進	薬物乱用防止などの保健衛生教育の所属課である保健給食課や保健学習の担当課である教育研究所と連携を図り、今後も継続して啓発に努めます。	教育研究所
14	スポーツ教室等開催事業	秩父市スポーツ協会加盟団体と協力し、スポーツ機会の提供と人口拡大のため、初心者を対象にしたスポーツ教室を開催します。	市民スポーツ課
15	スキルアップ事業	プロスポーツ選手や世界を舞台に活躍したトップアスリートをお招きし、スポーツ教室を開催します。世界を舞台に活躍した選手から指導して頂くことにより、児童生徒の競技力やモチベーションの向上に繋がります。	市民スポーツ課
16	学校関係職員への教育相談研修の推進	生徒指導・教育相談中級研修会を開催し、学校関係教職員の教育相談の手法の向上に努めます。また、さわやか相談員や教育相談担当者の研修を充実させるとともに、関係諸機関との連携を深め、教育相談体制の整備・拡充に努めます。	教育研究所
17	保育施設におけるボランティア・実習生の受け入れ	秩父市社会福祉協議会の依頼による「彩の国体験プログラム」ボランティアや、秩父市在住の保育実習生の受け入れを行います。	保育こども課

5 安心して学ぶことができる環境づくり

(1) いじめ防止

道徳や学級・ホームルーム活動等における子ども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。また、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。

さらに、全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

加えて、いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応にあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	開かれた学校づくりの推進	各々の学校が地域に学校を開放し、地域の人々が学校を核として出会い、学び合える学校をめざします。	教育研究所
2	いじめの早期発見・早期解決に努め、いじめの根絶を目指す	定期的なアンケート等でいじめの早期発見・早期解決に努めてまいります。いじめ防止基本法にのっとり、規則を定めいじめの根絶を目指します。	学校教育課
3	児童生徒の教育に係る相談体制整備の推進	教育相談室のカウンセラー、相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の学校生活を支援できるよう、保護者の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制を整備します。	教育研究所
4	少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援	「要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関での連携・協力体制の充実を図ります。	子育て支援課

(2)不登校の子どもへの支援

全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

さらに、不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行います。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	不登校児童生徒への支援の推進	教育相談体制の充実等により、不登校の初期段階にある児童生徒に対する早期の支援に努めます。	教育研究所
2	不登校の未然防止の推進	不登校の未然防止を図るため、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。	学校教育課
3	居場所づくりサポートセンター運営事業	ひきこもりや不登校の子どもや若者に対する相談支援や居場所確保事業を実施します。	社会福祉課
4	関係機関との連携・協力体制の整備の推進	少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援を推進します。また児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が参加するいじめ非行防止ネットワーク会議等を通して、連携や協力体制の強化を図ります。	学校教育課
5	保護者の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制の整備	関係機関や秩父市教育相談室と連携を図り、いじめや虐待に関する早期発見・相談体制の充実を図ります。	学校教育課
6	各々の学校が地域に学校を開放し、地域の人々が学校を核として出会い、学び合える学校を目指す	コミュニティスクール全校で実施するとともに、地域学校協働活動を中心とした地域に開かれた学校づくりを充実させていきます。	学校教育課

(3)校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	生徒主体の校則の見直し	生徒が主体となり適切でない校則の廃止を推進します。	学校教育課

(4)体罰や不適切な指導の防止

体罰は学校教育法で禁止されており、また、生徒指導提要等においても教職員による体罰や不適切な指導等については決して許されないと示されていることの周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	体罰や不適切な指導、性暴力の防止	定期的に保護者へ向けた体罰や不適切な指導、性暴力に関するアンケートを実施し、体罰等の防止を推進します。	学校教育課

(5) 高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図ります。

また、高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進するとともに、高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援します。

さらに、地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図ります。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	高校中途退学防止対策の推進	高校生の中途退学防止を図るため、生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進します。学校への適応能力の向上や人間関係づくりを目的として就労や社会貢献などの体験活動を実施するとともに、個別の学習支援などを行い、基礎学力の定着に取り組めます。高校生の中途退学を防止するため、各学校において、地域や関係機関などと連携した取組を進めます。中学校における進路指導の充実を促すとともに、中学校と高等学校との連携などを推進します。	埼玉県
2	高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援	地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。	埼玉県

(6) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

高等教育段階の修学支援、大学等における教育内容・方法の改善、在学段階からの職業意識の形成支援、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

また、大学等における学生の自殺対策などの取組や、障がいのある学生への支援を推進します。

さらに、幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	『秩父市武山育英資金』、『秩父市高山奨学資金』および『秩父市奨学資金』などの奨学金制度等の継続	より多くの方に利用してもらえるよう周知を徹底します。 また、貸与型奨学金のみでなく、給付型奨学金の導入を検討します。	学校教育課
2	経済的に困難なこどもへの支援	経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、給付型の奨学金や貸与型の奨学金による支援を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高校の生徒に対して、授業料・入学料を減免します。	埼玉県

6 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

また、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組めます。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	雇用対策事業(定住自立圏)	ちちぶ定住自立圏事業の一つとして、「秩父に住んで働こう」を合言葉に産業の育成及び雇用の拡大を推進します。	産業支援課
2	求人開拓事業	「ジョブプラザちちぶ」の業務の一環として秩父地域内企業・事業所を求人開拓員が訪問し、内職求人開拓や一般求人情報収集を行うとともに、企業状況を収集します。また、四半期に一度、関係機関との情報交換の場として労働行政連絡会議を実施します。	産業支援課
3	障がい者就労支援センター事業	障がい者の就労に関して、相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援を実施します。	障がい者福祉課
4	職業・内職相談事業	ハローワーク秩父と連携し、「シニア世代」、「子育て世代」、「UIJターン移住者」を新たな労働力ターゲットとして相談窓口を設け、きめ細かな対応を行います。	産業支援課
5	雇用対策事業	全国的な人手不足の中、地域内企業の雇用の確保のため、中小企業の奨学金返還支援制度や民間企業と連携した採用力向上に資する取り組みを強化します。また、国の委託事業として、企業向け及び求職者向けの各種セミナーや伴走型支援、企業説明会・面接会を実施します。(～R7年度)	産業支援課

7 次世代を担う若者への支援

出会いの機会・場の創出支援について効果の高い取組、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

また、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

加えて、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について周知します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	結婚新生活支援事業	新婚世帯の新居に係る住宅費、リフォーム工事費及び引越費用を最大60万円補助します。	総合政策課
2	結婚支援事業	男女に対し婚活における悩み等の解消を目指してセミナー、出会いの機会を提供する事業として婚活イベントを実施します。県の結婚支援センターである恋たまへの登録促進を行うなど、結婚を希望する男女に向けた支援を行います。	総合政策課
3	居場所づくりサポートセンター運営事業	ひきこもりや不登校の子どもや若者に対する相談支援や居場所確保事業を実施します。	社会福祉課
4	各種相談事業	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実として、引き続き市民対象の各種相談が受けられる体制を整えます。	市民生活課

基本目標3 安心して子育てができる支援の推進

1 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	こども医療費制度	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することによりこどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	保育こども課
2	秩父市出産祝金	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、令和3年4月1日以降に生まれた子及びその子を養育する父母のうち要件を満たす方に秩父市出産祝金を支給します。	保育こども課
3	高校生等通学定期券購入費助成事業	秩父市内の高校生等を対象に、バスおよび鉄道定期券購入費の一部を補助します。	市民生活課
4	紙おむつ用ごみ袋支給事業	3歳の誕生日までのこどもがいる家庭に、紙おむつ用ごみ袋を支給します。	生活衛生課
5	子育て支援学校給食費補助金事業	学校給食費の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	保健給食課
6	重度心身障害者医療費支給制度	医療保険を使って医療機関で診療、薬剤の支給等を受けた場合に医療費を助成します。	障がい者福祉課
7	児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、令和6年10月に制度の抜本的拡充が行われました。支給対象児童や第3子以降の算定対象となる範囲が拡大され、第3子以降の手当額が増額されました。	保育こども課
8	保育施設利用者負担額の適正な設定	利用者負担額が過度の負担にならないよう、国の基準を考慮しながら適正な単価を設定し、課税情報を基に適正な負担額の算定作業を行います。	保育こども課
9	放課後児童健全育成事業(学童保育室・学童クラブ)における公私立格差の解消	公立学童保育室と私立学童保育室の保育料の差額を補助し格差の解消に努めます。	学校教育課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行うとともに、こどもへの親としての関わりの工夫や体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

また、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等に関する取組を推進するなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の子育て中で援助を希望する保護者等と、援助することを希望する人を会員として、相互の連絡調整を図り援助者には講習などの必要な援助を行う会員制の「ファミリー・サポート・センター」事業を継続的に実施します。	子育て支援課
2	学童保育室・学童クラブにおける受け入れ体制および保育体制の整備	運営するすべての学童保育室において、小学校6年生までの受け入れを行います。また、月曜日から金曜日は放課後から午後6時45分まで、土曜日、開校記念日、春、夏、冬休み等の学校休業日は午前7時45分から午後6時45分まで開所します。	学校教育課
3	医療的ケア児等への支援の推進	医療行為が必要な重度心身障がい児とその家族が安心して生活していけるようレスパイト入院、短期入所(ショートステイ)、日中活動の場の確保に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。	障がい者福祉課
4	一時保育事業の実施	花の木保育所において一時保育を実施し、保護者が子育てから離れてリフレッシュできる機会を提供します。令和7年度途中からは、日野田保育所でも事業の開始を予定しています。	保育こども課
5	緊急サポートセンター事業	従来のファミリー・サポート・センターでは預かることのできない病児の預かり、宿泊を伴うこどもの預かり、前日・当日等急なこどもの預かりに対応する会員制の「緊急サポートセンター」事業を継続的に実施します。	子育て支援課
6	産前産後・サポート・センター事業	妊娠中の方(母子健康手帳の交付を受けた方)または出産後12か月未満の方の家事・育児支援事業を継続的に実施します。	子育て支援課
7	学童保育室における健康で豊かな児童の育成	異年齢児童館のかかわりを大切にしながら、集団遊びや文化活動を行い、地域の実態に応じ季節に合った行事を実施しながら健康な児童の育成に努めます。	学校教育課
8	学童保育室・学童クラブの整備・運営	厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」および「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」をもとにすべての小学校区に1つ以上(交通機関の利用による方法も含む)の学童保育室・学童クラブを整備・運営します。	学校教育課

取組方針または事業名等		内容	担当課
9	「一時保育無料利用券」の配布	事業周知のため、出生時の手続きの際に、保育こども課において「一時保育無料利用券」を配布します。	保育こども課
10	親の学習推進事業	秩父子育て応援団と連携し、学校での就学時健康診断や一日入学等の際に、親学アドバイザーを派遣し研修会等を実施し、家庭教育への支援を進めます。	教育研究所

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

また、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。

さらに、当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	自立支援給付金	高等職業訓練促進給付金等の支給によって、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
2	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、児童の保健向上と福祉増進を図るための制度です。令和6年11月の児童扶養手当制度改正に伴い、令和7年1月より、受給者の所得制限額引き上げ等の改正が行われました。	保育こども課
3	自立相談支援事業	生活に困窮したひとり親家庭から相談があれば、困窮からの脱却を目指して相談、指導、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課
4	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉増進を図ることを目的とした制度です。令和6年11月より受給者の所得制限額の引き上げ、第3子加算額の増額等の改正が行われました。	保育こども課
5	母子および父子並びに寡婦福祉資金	埼玉県地域福祉担当相談員と連携しながら相談に応じ、埼玉県で実施しているひとり親家庭福祉サービスについての情報提供を行っています。	子育て支援課

4 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性ともに、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

また、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、性別にかかわらずキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

取組方針または事業名等		内容	担当課
1	多様な働き方・労働環境の改善の推進	国や県、周辺自治体と連携したセミナー等の開催のほか、厚労省が「子育てサポート企業」であることを認定する「くるみん認定企業」の制度等の各種情報を、市報、公式SNS、企業へのメルマガ(産業支援メール)等を活用し周知に努めます。	産業支援課
2	男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義への理解を深める教育・広報啓発活動の推進	学校においては、男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等教育をとおして推進に努めるとともに、広報啓発活動の推進にも努めていきます。また、人権問題とともたえ、人権作文や人権メッセージの一つのテーマとして考えさせていきます。	学校教育課
3	男女共同参画啓発事業	母親、父親のどちらかだけが負担を強いられたりすることがなく、子育ての喜びが実感できるような環境づくりをめざし、男性の家事・子育てへの参画を促進するための講座を開催します。	市民生活課
4	マタニティ教室	妊娠届け出時等の機会を利用し、父親の育児参加に対する意識の向上を図ります。夫婦での参加が可能となるよう、日曜日にも実施し、父親の育児参加に対する意識の向上を図ります。	保健センター
5	共育ての推進	家族が協力して家庭を築くこと、子育ての意義・理解を深める教育・広報啓発活動の推進を継続します。	子育て支援課
6	男女共同参画推進事業	講演会やセミナーの開催および市報への情報コーナーの掲載等により男女共同参画の理念の普及・啓発を推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。	市民生活課

第5章

子ども・子育て支援法に係る
量の見込みと提供体制、確保の方策

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

(1) 必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- ⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(2) 任意記載事項

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

2 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業計画の推進方策

平成27年4月から、就学前のこどもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園・幼稚園・保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用することの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



こどものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1)施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園及び保育所等の教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います(法定代理受領)。

施設名	対象
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前のこどもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校施設で、満3歳から就学前のこどもが対象。
保育所(園)	就労等のため家庭で保育できない保護者によって保育する施設で、0歳から就学前のこどもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

(2)地域型保育給付

地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、こどもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、待機児童が多い0～2歳のこどもを預かる事業で、市町村による認可を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数(定員5人以下)を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障がい、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育する。

(3)教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、こどもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。



認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

3 量の見込みの算出にあたって

(1)教育・保育提供区域の考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、市全体で1区域として設定しました。

- ①教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、広域的に利用されている。
- ②計画的に対応するための需要推計を設定する。
- ③利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

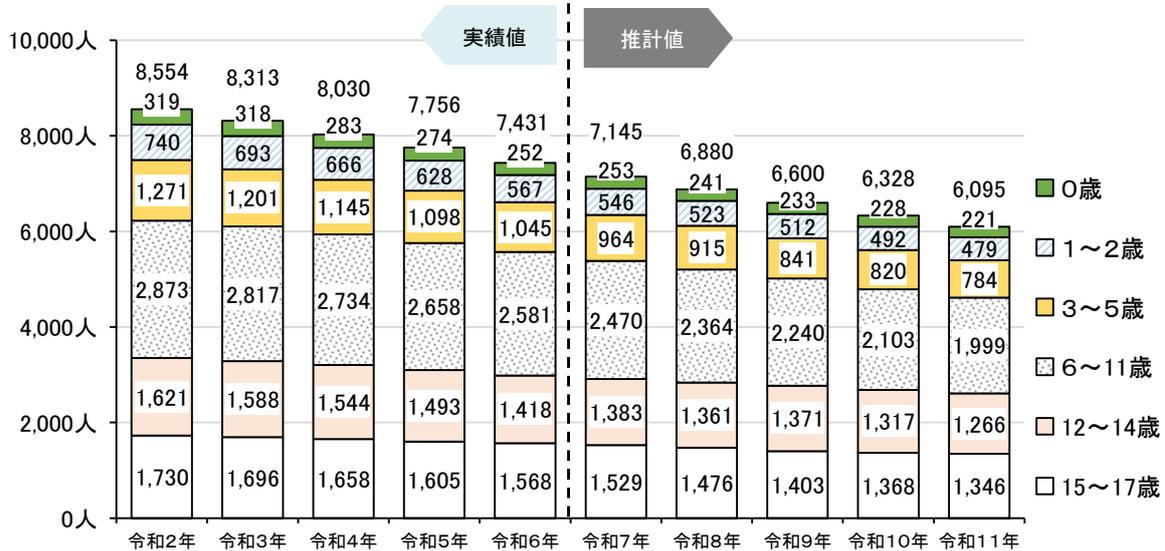
1区域(市全域)	認定こども園	保育所(園)
	8園	11所(園)

(2)こどもの人口推計

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いてコーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

18歳未満の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和6年の7,431人から令和11年には6,095人となり、1,336人の減少が見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法:各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3)量の見込みの考え方

アンケート調査結果からの利用意向や本市の実績、将来の児童数を踏まえることで「ニーズ量」を算出します。



※1 将来の児童数:令和7年から令和11年までの本計画の対象となる推計児童数。
 ※2 量の見込み:本市で実施したアンケート調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。
 ※3 確保方策:量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

4 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所(園)、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	276	685	53	172	210	262	651	54	175	197	241	598	57	170	202
確保方策合計 (b)	408	845	114	219	260	408	845	114	219	260	408	845	114	219	260
認定こども園	408	474	51	117	141	408	474	51	117	141	408	474	51	117	141
保育所(園)	-	371	58	96	112	-	371	58	96	112	-	371	58	96	112
幼稚園	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	5	6	7	-	-	5	6	7	-	-	5	6	7
上記以外	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
差引 (c=b-a)※	132	160	61	47	50	146	194	60	44	63	167	247	57	49	58

※▲は不足数を表します。

	令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	235	583	60	167	197	224	557	64	166	194
確保方策合計 (b)	408	845	114	219	260	408	845	114	219	260
認定こども園	408	474	51	117	141	408	474	51	117	141
保育所(園)	-	371	58	96	112	-	371	58	96	112
幼稚園	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	5	6	7	-	-	5	6	7
上記以外	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
差引 (c=b-a)※	173	262	54	52	63	184	288	50	53	66

※▲は不足数を表します。

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

2号認定については、市内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

3号認定については、保育利用率の増加は見込んでいるものの、本市の0～2歳の児童数は減少傾向にあることから、認定者数と利用定員とのバランスは保たれる見通しです。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1)利用者支援事業

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

令和元年度に基本型を秩父市子育て支援センター内、令和6年度にこども家庭センター型を子育て支援課と保健センターに開設しています。今後も各所の特色を生かしつつ、連携しながら実施していきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	か所	1	1	1	1
	特定型	か所	0	0	0	0
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

本市では、現在、市内6か所の地域子育て支援拠点があり、各拠点がそれぞれ事業を進めています。今後も、家庭での子育ての孤立化や不安感の解消のための事業を行っていきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	3,738	3,662	3,587	3,414	3,249
確保方策	か所	6	6	6	6	6

※人回:1年間における延べ利用回数

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康状態や児の発育状態を定期的に確認するために、妊娠週数に応じた問診、診察及び検査、計測等の健康診査を行い、妊婦の健康管理を図ります。医療機関に委託して行います。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、実績値を踏まえ人口推計を参考に設定しました。

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券の利用方法について説明し受診勧奨をするとともに、保健師による面接を全員に実施し妊娠期からの関わりによる早期からの対応を実施しています。

さらに、経済的負担の軽減及び母子の健康増進に寄与していくよう事業の推進に努めます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	253	241	233	228	221
確保方策	人	253	241	233	228	221

(4)乳児家庭全戸訪問事業(産婦・新生児訪問指導)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、実績値を踏まえ人口推計を参考に設定しました。

母子健康手帳交付時に情報提供し、全出生児と母親に訪問する事業として定着が図れています。家庭訪問を希望されない場合もありますが、面接等を実施し児の発育発達、育児状況を全数把握しています。

今後も事業を継続して実施し適切な支援ができるよう努めていきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	253	241	233	228	221
確保方策	人	253	241	233	228	221

(5)－①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策】

支援を必要とする妊産婦を把握し、関係機関と連携しながら訪問等により必要な支援に結びつけ、生活の安定を目指し取り組んでいます。今後も支援が必要な妊産婦へ早期に対応ができるよう支援体制の構築に努めます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	59	59	59	59	59
確保方策	人	59	59	59	59	59

(5)－②その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

近年の要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)への対象者数を鑑み、量の見込み人数とし、確保方策についても、過去のデータ等をもとに推計数として検討しました。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(6)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

家事や子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に家事や子育て等の支援を実施します。また、家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりの未然防止に努めます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	254	244	234	225	217
確保方策	人日	254	244	234	225	217

※人日：1年間における延べ利用日数

(7)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

(8)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

(9)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業:ショートステイ事業)です。

【量の見込みと確保方策】

本市においては当該事業のニーズはないと見込んでいます。今後のニーズ、受け入れ施設等の有無などにより検討していきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0

※人日:1年間における延べ利用日数

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。今後も、引き続き事業を行っていきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	300	300	300	300	300
確保方策	人日	300	300	300	300	300

※人日:1年間における延べ利用日数

(11)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園在園児、在園児以外、共に現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。今後も、引き続き事業を継続していきます。

●一時預かり(幼稚園在園児)

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	14,608	14,227	13,856	13,494	13,142
確保方策	人日	14,608	14,227	13,856	13,494	13,142

※人日:1年間における延べ利用日数

●一時預かり(幼稚園在園児以外)

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	767	747	727	708	690
確保方策	一時預かり事業	人日	707	687	667	648	630
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	60	60	60	60	60
	子育て短期支援(トワイライト)	人日	0	0	0	0	0

※人日:1年間における延べ利用日数

(12)延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所(園)等の保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。今後、延長保育可能な施設を増やす等、保護者のニーズに合わせた事業を行っていきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	94	98	102	106	110
確保方策	人	94	98	102	106	110

(13)病児保育事業

病児について、病院・保育所(園)等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。今後、子育て援助活動支援事業で対応し、今後のニーズ、受入施設の有無などにより検討していきます。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	10	10	10	10	10
確保 方策	病児保育事業	人日	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	10	10	10	10	10

※人日:1年間における延べ利用日数

(14)放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。量の見込みを確保するよう学童保育室・学童クラブを整備していきます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	900	900	900	900	900
確保方策	人	900	900	900	900	900

(15)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(16)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

保健センターにおいて、妊娠届け出時、妊娠中後期、産婦、新生児訪問により、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を実施していきます。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	件	241	233	228	221	210
	1組当たり	回	3	3	3	3	3
	面談等回数	回	723	699	684	663	630
確保方策	保健センター	回	723	699	684	663	630
	上記以外	回	0	0	0	0	0

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子を対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	人日	0	11	11	10	10
	1歳児	人日	0	6	5	5	5
	2歳児	人日	0	5	5	4	4
確保方策	0歳児	人日	0	11	11	10	10
	1歳児	人日	0	6	5	5	5
	2歳児	人日	0	5	5	4	4

※人日：1年間における延べ利用日数

(19)産後ケア事業

出産後1年以内の母親と子を対象に、産科医療機関や助産院又は対象者の居宅において、母親の身体的な休息や心理的支援、授乳指導・育児相談を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。産後ケア事業の実施方法には、宿泊型、通所型、訪問型の3種類があります。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。利用希望者が利用できるよう委託先の確保に努めます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	92	88	84	84	80
確保方策	人日	92	88	84	84	80

※人日：1年間における延べ利用日数

6 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべてのこどもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

現在、市内に開園している子ども・子育て新制度未移行の幼稚園はなく、全て認定こども園に移行しています。今後は、住民の認定こども園に対する理解がより一層深まるよう啓発していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

幼稚園教諭と保育士のお互いの理解を深めるよう、研修に対する支援を行っていきます。

また、市としても合同研修を開催する等、幼稚園教諭・保育士双方の資質向上を図っていきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼稚園教諭、保育士、子育て支援員等に対する研修支援等、必要な施策を講じ、資質を高めることにより、さらにレベルアップした事業が展開できると考えます。

また、必要な情報を必要な人にスピーディーに届けることができるよう体制を整えていきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の施設等と協働し適切な給付を実施します。

8 保育充実事業

認可を目指す認可外保育施設に運営費の一部を補助する「認可化移行運営費支援事業」を、必要に応じて実施することで、保育を必要とするこどもの受け入れ枠を増やすとともに、教育・保育の質を確保するための運営・施設基準の整備を図ります。

9 その他の事項

(1)産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休業および育児休業明けの低年齢児の利用希望が増加しています。利用を希望する保護者に、利用可能施設を円滑に案内することができるよう体制を整えていきます。

(2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

埼玉県が行う各種施策について、本市の実情と照らし合わせ、必要に応じて連携を取りながら実施していきます。

(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

庁内関係部局と連携し、企業に対して呼び掛けを行う等、より両立が図られる施策を行っていきます。

第6章

計画の推進体制と進捗管理

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 こどもまんなか社会実現に向けた取組

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

さまざまな状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

また、こども施策の推進のために施策や事業を検証し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って取り組みます。

さらに、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する市民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

2 協働による計画の推進

本計画で位置付けた取組みは、こども・若者・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局との連携により、施策の進捗状況等を共有し、庁内横断的な対応ができるように体制を整えます。

また、本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

(1)行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本市において、関係各課が連携し、こども施策を総合的に実施していきます。

また、本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が積極的に参画しうるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

さらに、こども施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、密に連携を図り、事業の有効な導入に努めます。

なお、本市の実情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、社会全体でこども・若者やその家族を支え、住民一人ひとりがこどもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、広く理解を得られるよう、市のホームページや広報紙等を通じて周知を図ります。

(2)家庭や地域の役割

▶家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、家庭生活は協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

▶地域社会の役割

計画の推進に当たり、地域をあげた子ども・若者支援が必要であることから、市民参画の気運の高まりが重要です。

そのため、すべての市民が子ども・若者、その家族を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体で子どもを育てていくことが望まれます。

▶教育・保育施設、学校等の役割

様々な人との交流や生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子ども・若者の個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、保育所等の教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

▶企業の役割

子育て中の保護者が性別を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような職場環境づくりが望まれます。

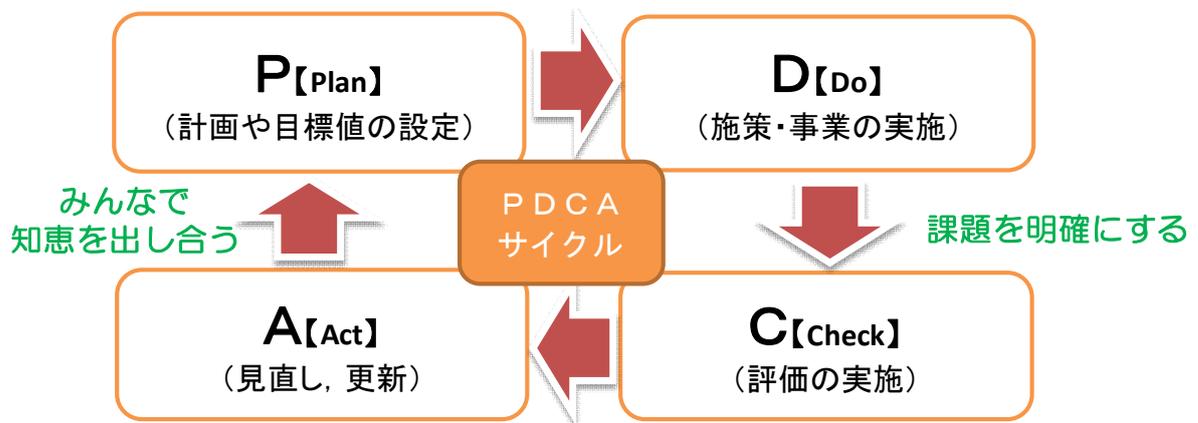
3 計画の進行管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「秩父市児童福祉審議会」をはじめ、関係各課や関係機関、市民等と連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の施策・事業の実績等を用いて実施し、取り組みの改善に努めます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 策定経過

年月日	内容等
【令和5年度】	
令和6年1月31日	第2回秩父市児童福祉審議会 ・秩父市こども計画について ・「子育て支援に関するアンケート調査」について
令和6年2月	秩父市こども計画策定にかかるアンケート調査実施
【令和6年度】	
令和6年5月30日	第1回秩父市児童福祉審議会 ・秩父市子ども・子育て支援事業計画に進捗状況について ・秩父市こども計画について ・「子育て支援に関するアンケート」調査結果
令和6年7月31日	第2回秩父市児童福祉審議会 ・秩父市こども計画基本理念(案)について ・秩父市こども計画骨子案について
令和6年9月26日	第3回秩父市児童福祉審議会 ・秩父市こども計画基本理念(案)について ・秩父市こども計画骨子案について
令和6年11月15日	第4回秩父市児童福祉審議会 ・秩父市こども計画素案について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと供給体制の確保について
令和6年11月22日 ～12月21日	秩父市こども計画パブリックコメントの実施
令和7年1月30日	第5回秩父市児童福祉審議会 ・「秩父市こども計画」パブリックコメントの結果及び計画案について

2 秩父市児童福祉審議会条例

平成17年4月1日
条例第148号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、秩父市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平25条例32・令5条例20・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉に関し必要な事項
- (2) こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

2 審議会は、次に掲げる事項について、関係行政機関に意見を述べることができる。

- (1) 児童福祉施設の運営に関する事項
- (2) 児童育成の計画的な推進に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) こども施策の計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉及びこども施策における重要な事項

(平25条例32・令6条例9・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 審議会は、必要に応じ、委員による専門部会を設置することができる。

(平25条例32・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平26条例39・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月19日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月17日条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 秩父市児童福祉審議会委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	秩父市社会福祉協議会	総務課 主任	青木 義尚	
2	私立保育園代表	かなめ保育園園長	茂木 義巳	
3	公立保育所代表	花の木保育所 所長	赤岩 めぐみ	副会長
4	秩父市保健センター	所長	島山 令子	
5	秩父市民生委員児童委員協議会	第一地区民生委員児童委員協議会 会長	濱中 啓一	会長
6	秩父市民生委員児童委員協議会	第一地区主任児童委員	原島 恵子	
7	認定こども園代表	緑ガ丘認定こども園園長	籠島 建介	
8	公立幼稚園代表	久那幼稚園長	尾上 貴宣	
9	学童保育室代表	こもれびキッズクラブ	井上 博人	
10	私立認定こども園保護者代表	緑ガ丘認定こども園保護者代表	千島 智	
11	私立保育園保護者代表	くわの実保育園保護者代表	宮前 奈々江	
12	公立幼稚園・こども園保護者代表	吉田こども園保護者代表	黒澤 美加子	
13	青少年育成協議会	生涯学習課 主査	坂本 裕美	



秩父市こども計画(令和7年3月)

発行 秩父市

編集 秩父市福祉部子育て支援課

住所 〒368-0016

埼玉県秩父市阿保町9番28号

下郷児童館 2階

TEL 0494-22-2211(代表)

URL <http://www.city.chichibu.lg.jp>

